

191
183

信徒接し禮要論
全

特

020827-000-9

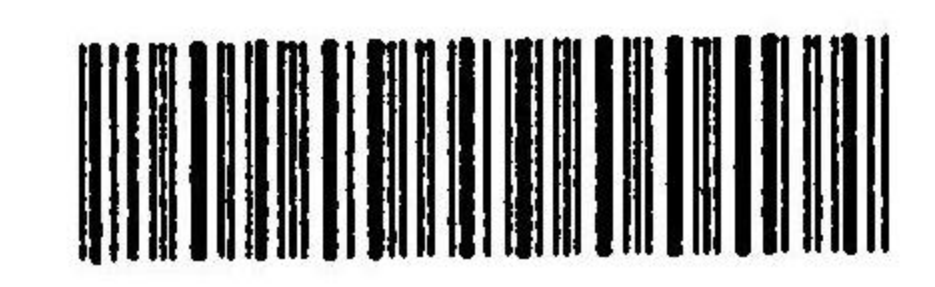
特18-451

信徒接し禮要論

フランシス・モース/著

M29

ABI-0653



特 18
451

英國 フランシス、モース 原著
日本 黒木 洲 尋 譯述
英國 ゼームス、ハインド 訂正

信徒按手禮要論全

明治廿九年十二月出版



Published for the Society for Promoting Christian Knowledge.

信徒按手禮要論目錄

第一章	信徒按手禮とは何ぞや	一頁
第二章	基督教徒の特權	一六頁
第三章	脱罪	三三頁
第四章	信仰	五〇頁
第五章	從順	六六頁
第六章	祈禱	八二頁
第七章	聖奠(上)	九八頁
第八章	聖奠(下)	一〇九頁
第九章	自省	一二三頁

目錄終

信徒按手禮要論

第一章 信徒按手禮とは何ぞや

「彼等面をシオンに向て其路を問ひ來れ、我儕は永遠忘るゝとなき契約を以てエホバに列ならんと云ふべし。」 耶五十〇五

此著しき言はバビロンに俘虜となれるイスラエル人等がエルサレムの故郷に歸らんとする時の光景を描出せるもの也、而して此歸郷と之に就る預言は基督教時代に於て人々が切に罪を悔ひ心に平安を得んとて救主イエスキリストの許に來らんとする時の光景をも示せるもの也、故にエゼキヤの言は今信徒按手禮を受んとする人々の場合にも適用さるゝ也、彼等面をシオンに向け彼等の主、彼等の平安、彼等の故郷なるイエスに往く路を問ひ、永遠忘るゝとなき契約を以てエホバに列ならんとするの覺悟を爲つゝある也、故に余は此言を本書の冒頭に掲ぐ、蓋し此優美なる言が本書を繕く人の注目する所となるのみならず、深く心

に感ずる所とならんとを望めば也。

此第一章の主旨は、信徒接手禮とは如何なるものにて、之を行ふ理由及び之を受ける人の義務如何を、論述するにあり。

第一、信徒接手禮とは何ぞや。

此は既に洗禮を受たる人即ち多くは嬰兒の時に洗禮を受け、今道理を辨へ得る年輩となり、敬神の念生じ宗教上の教義を委しく學び、神と會衆の前に來りて、一は自ら洗禮の時の約束を堅むる爲、一は神が洗禮の時に與へ給ひし特權を堅むる爲の禮なり。

監督は接手を領る人に問ふて曰く。

「なんぢら洗禮の時肅然しく誓ひし約束を堅め、その個條を皆信ずべく行ふべきものとさため、今神と此の會衆のまへにてその誓を新にするや。」

接手を受ける人は各「然り」と答へて、自ら洗禮の時の約束を堅むる也。

又監督は祈りて後各人の頭上に手を按て曰く。

「主よ天の恩寵をもつて此僕婢を護りたまへ、つねに主に屬し日々ますます、聖靈に充たされ、終に天國に到るを得させたまへ。」

この時接手を受ける人は各神の優渥なる恩寵の記號と印證を受くる也、是即ち神が洗禮の時に與へ給ひし特權を堅め給ふための恩寵なり、斯の如く此禮は一は我等が堅め、一は神が堅め給ふことを意味するものなれば、之を稱して堅めの禮と云ふ。

此禮は又接手禮とも稱する也、接手するとは聖書中の古禮にして神の祝福を傳送するの意を彰はすもの也。

左に之が例を擧ん。

ヤコブはヨセフの二子を祝する時手を彼等各の上に置き、わが父アブラハム、イサクの事へし神、わが生れしより今日まで我をやしなひたまひし神、我をして諸の災禍を贖はしめたまひし天使、ぬがはくは是童子

等を祝みたまへ」と云へり。(創四十八〇十五、十六)

キリストも此例に倣ひて小兒等を祝し玉へり、即ち彼等を抱きて手を其上に按きこれを祝せり。(可十〇十六)

サマリアに於てペテロとヨハネが行ひし如く、使徒等は聖靈の不思議なる賜を傳送する時、手を其人々の頭上に按くを例とせり、この二人の者くだりて彼等が聖靈を受る爲に祈れり、この時二人のもの手を彼等の上に按ければ彼等聖靈を受たり。(徒八〇十五、十七)

されば堅めと按手の二名稱に由て、此禮の意味は推知し得らるゝ也、詳言せば、此に聖公會の禮にして此禮に由て我等は洗禮の時の約束を堅め、且神は洗禮の時に與へ給ひし特權を堅め給ふなり、又此は神に事へん爲めに己を聖別し且神より祝福を蒙るための禮也。

天主教會にては此禮をも稱して聖奠となす、されど我儕の所謂聖奠なる語の定義に従へば此は聖奠に非ず何となれば此禮は外の徴證と内

の恩恵を有すれども、キリスト自ら立たまひしものに非ざれば也。

第二、さらば聖公會は何故に此按手禮を行ふや。

一、是他なし、式文中に云るが如く、使徒等の摸範に従へる也、即ち監督の祈の中に左の語あり曰く、全能の神よ、我いま使徒等の摸範に従がひ、此の僕婢等に手を按きて主の慈愛を示せり云々、今使徒等の摸範を左に掲げん。

(イ)ピリポはサマリアの邑に下りてキリストの事を彼等に示す、多の人々ピリポが行へる奇なる跡を見聞して、心を同うし謹て其語れる言を聽けり、そは汚たる鬼大に喊叫て其憑る所の多の人より出、また癡癡および跛者の人も多く愈されたればなり、之に因て此邑に大なる喜ありき、然とも彼等神の國およびイエスキリストの名につきて福音を述ぶるピリポを信ぜしかば、男女とも洗禮を受、エルサレムに在る使徒等サマリア已に神の道を受けたりと聞て、ペテロとヨハネを彼處に遣す、こ

の二人の者彼等が聖靈を受けん爲に祈れり、この二人の者手を彼等の上に按きければ彼等聖靈を受たり。徒八〇五至九、十二、十四、十五、十七以上の記事を按するに、サマリヤ人はキリストの福音を聞き奇跡を見、自ら信じて洗禮を受けたれば、使徒等エルサレムより來り、祈りて手を彼等の頭上に按きしに、彼等は皆聖靈を受たり、此摸範に従ひ吾人はイエスキリストの福音を學び、彼を信じて洗禮を受け、此等は按手禮を受ける人に必要な準備なりたる時に、監督は恰も使徒等の如く來りて、神の吾人に恩寵を與へ、聖靈の賜を授け給ふ事を保證する爲に、手を吾人の頭上に按くなり、固より今日は使徒時代の如く、聖靈の非常なる賜を受ることなしと雖とも、普通の恩寵と權能の賜を受るなり。

(ろ)此外使徒行傳中以弗所人に關して之と同様の記事あり。
アポロのコリントに居る時、パウロ東の方の地を経て、エペソに來り或弟子等に遇て之に曰けるは、爾曹信者と爲しとき聖靈を受しや、答ける

は我儕は聖靈の有ことだに聞ざりき、パウロ曰けるは、ヨハ子は誠に悔改のバプテスマをなし、民に向て我の後に來る者すなはちイエスキリストを信ぜよと曰へり、彼等これを聞洗禮を受けて主イエスの名に入られたり、パウロ手を其上に按ければ、聖靈かれらに臨みて、異なる諸國の方言にて語り且つ預言せり、其人おほよそ十二人なりき。徒十九〇一至七

(は)手を按くとの教は希伯來書中に、キリストの教の始として記さる、前後の文句に由て考ふれば、此は信徒按手禮を指るに相違なし。是故に我儕キリストの教の始を離れ、死行の悔改、神に屬る信仰、萬殊の洗の禮、また手を按こと、死し人の復生、かきりなき刑罰、これらの教の基は再び置ことをせずして完全に進むべし。來六〇一二

二、英國教會も亦信徒按手禮を執行す、何となれば其法規第六十條に左の如く云り曰く、總ての監督が洗禮を受けて公會問答を學びし人々の頭

上に手を按き、彼等の爲に祈り、彼等を祝するとは、即ち信徒接手續に於て、此は使徒時代より傳來せし古禮にて、肅然しく且賞賛すべきものなれば也。

三、又英國教會が之を執行する尙一つの理由は、人の生涯中最も緊要なる時に於て、自己の撰擢力によりて、イエスキリストを信ずることを決心せしめ、又之を公言せしむるの好機會を興ふるが故なり、之に依て嬰兒たりし時に洗禮を受し、成年に達し心に信して、義とせらるゝのみならず、口に公言して救はるゝなり、一は以て嬰兒洗禮の目的を全し、一は以て其靈性の發達を示すものなり。

余は信徒接手續に反對する論者に向て云んと欲す、今後神に事へて勇壯活潑なる生涯を送らんと決心せし青年輩の信仰を堅固にせんが爲に、堅信禮よりも優りて人に感動を興へ、又能く其必要に適應したる禮式を作爲し得るやと、夫れ嬰兒洗禮を受るの時に當り、神の恩恵により

各々の約束を爲せり、然るに彼等今や成長して之を理解するの年齢に達したれば、自ら之を承諾し、而して己の口を以て之を公言せざるべからず、然らざれば何等の益もなかるべし、然れども何の時に於て之をなすべきか、惟ふに是何れの時に於ても爲得べきとならむ、何れの時に於ても爲し得べきことは往々全く之を廢止するに至ることあり、況んや吾人の畏縮することに於てをや、如何なる人にてても就中青年輩は基督教を信ずることを恐る、特に其決心を公衆の前に於て公言することを憚るものなり。

此時に當り人或は心中に之を願へども、公然公衆の前にてキリストを云ひ顯はすことを恐るゝものあらん、斯る人は宜しく其勇氣を鼓舞振作せざるべからず、斯る人に對しては特に彼等より年老たる信者數多來りて、懇懇なる友情を彰し、多數の信徒の同情同感を表し、特に一定の時間と場所を定むるの必要あり、此等のこと若し定らは彼をして其決

心をなさしむる蓋し易々たらんのみ。此の時に當り彼等は安息日毎に何の時に於て信徒接手禮の執行せらるゝとの報告を數々耳にし、痛く其良心を刺撃せらるべし、又父母之に就きて語り、朋友之に就て語り、教師之に就て語る、斯く公私の間に於て吾人を奨励するときには、吾人に許多の勇氣を添へ、遂に之を受くことを希望するものゝ一人となり、尙教師の懇懃なる薫陶を受け、遂に勇壯なる基督教徒たることは幸福なりと心に決心するに至り、一定の日來るに及び公衆の祈禱と凡の人の前にて、恭しく信徒接手禮を受け、以て勇壯なる基督教徒の一人たることを證明するなり。反對論者又曰く、信徒接手禮を受る人の中、或人は充分の準備を爲すして之を受るが故に、其の人益を受ずして却て害を招く、されば是基督教徒の榮譽にあらざして寧ろ耻辱なりと。哀むべし、是れ基督教の凡の禮式に於る場合なり、宜きに合すして主の

晚餐を飲食し、自ら爵を招くものあるは、吾人の知る所なり、斯る弊害あるが故に、宜きに合ひて晚餐に陪する人に、大利益ある此禮典を行ふことを止むべきか、又或人は全く祈禱と讚美の精神なくして會堂に來るにあらざや、然るに他に忠實に祈禱を獻げ讚美を爲す人あるにも拘らず、吾人は教會を閉ぢ其集會を停止すべきか。我等は一二の人宜しきに合はずして主の晚餐を飲食すればとて、恩恵を受るの方法たる、此等の禮典を廢棄すべきものに非ず、固より我等は力を盡して信徒接手禮に與かる人々を薫陶し、精密に之が試験を爲べし、されど我等は衆人の心を洞知すること能はず、否其中の一人の心情すら熟知すること能はず、故に間々弊害の生ずることあるも、我等の力の及ばざる點は、神に一任せざるべからず、縱令二三の人は宜に合はすして之を受ることあるも、他に其生涯中或は永遠に涉りて之が爲に神に感謝するもの亦太た多し、信徒接手禮の如く、吾人を益する恩恵の方

法は他にあらざるところなり。

第三、信徒接手續を受くる人に必要な事は何ぞや。

一、洗禮を受け道理を辨へ得る年輩となり、公會問答を學ひしものなるべきこと。

二、基督教徒の特權を用ひ洗禮の眞意を實踐し、罪を悔ひ、神に依頼み、罪惡と戦ふ心を懷き、信徒接手續中に有るが如く、新たに生れたる者となり、尙進て他の特權を得んどの精神を以て、喜びて來りて此式に與るべきこと。

三、爾の神に會ふ準備をせよ、(歴四〇十二)の神の言に順がひ、此神聖なる禮式を受るために、心靈上に準備をなすべきと、又、なんぢの途にありて爾を紀念するものを迎へ給ふとの神の約束に依頼むべきこと。

讀者の中若し未だ斷然キリストと其教を奉するの決心なく、進んで清潔願負なる信仰の生涯を送るの勇なき人あらば、其怠慢を改め今後全

靈全心を盡して、神の爲に其一生涯を送るの決心をなす好時期は信徒接手續を受くるの時を措きて、他に求むべからざるとを知べし、看よ茲に定りたる好時期あり、茲に使徒等の模範に従ひ古來慣用の神聖なる禮式あり、加之余が諸君に望むが如く、キリストの名を憚からず公言する伴侶ありて同情を表するあり、凡ての事は諸君の佑助とならざるはなく、斯る好機會は再び得んと欲するも容易ならざるべし、余が本章の始に引用せし、エレミヤの言中にある人々の如く、諸君の面は今シオンに向ふ、然らざれば諸君は此所に至るまで閱讀の勞を取ざるべし、又諸君は彼所へ往く路を尋ね、然らざれば余が此路につき諸君に示せし言を忍びて聞くことなかるべし、されば諸君の中兄弟は姉妹に、朋友は朋友に左の言を相語りつゝ進むべきに非ずや、曰く、來れ我儕は永遠忘るゝとなき契約を以てエホバに列ならん。

諸君若し此望を有せば、決して之を消失せしむると勿れ、是正しく諸君

の心中に働らき給ふ聖靈の啓導によるとなれば也、故に諸君は信徒接手禮志願者となるために、速かに姓名を教師に差出すべし、夫れ事は果斷に由て成効す、一たび心に決し、一たび己を神に托する時は、其後の進路は比較的容易なるべし。

余は軍人の生涯中より、一例を擧て諸君に示すべし、彼の有名なるウエリントン公は幼少にして軍人の籍に入り、ダブリン市に駐在し、此市に於て歡樂遊興の中に日を送れり、此時圖らず其軍隊は印度に向ふべき命を受けたり、幼少なるウエレスレー(ウエリントン公の名)は愛蘭に於る快樂多き上流の交際社會を放棄するは堪へがたきことと思ひ、最初の程は職を辭せんと欲したり、然れども後に至り、其老友リッチモンド公が幸ひ近隣にありしを以て、其の意見を叩くとに定めたり、リッチモンド公云く、家に歸りて此事を熟考せられよ、而して明日復た我が許に來られよと、彼は家に歸れり、終夜此事を熟考せり、而して再び來りて云

く、我は印度に往くべし、我は尙武勇なる軍人となるべしと、諸君は最も貴重なる青年の時代に於て、縦し罪の生涯を送らずとするも、無謀と遊樂の中に日を送りつゝあるに非ずや、諸君は今遠國に出て、主キリストの戦を戦ふべき王命を聞き、躊躇逡巡王命を避んとはせざるや、諸君も主キリストの軍人なれば、有名なる軍人ウエリントン公の模範に倣ふべし、往け獨り居て神と共に交れ、此王命に反くとせば其終局は如何、之に従ふとせば其結果は如何、此事を熟考せよ、さらば神の助に因て諸君の心は定まり、信徒接手禮を受けて、左の如き諸君の決心を世に示すとを得べし、即ち、我主キリストの命に給ふ所に往くべし、我は尙キリストの武勇なる軍人となるべしと。

第二章 基督教徒の特権

「彼その羊を引出すとき先に行なり、羊かれの聲を議て之に従ふ。」

約十〇四

信徒按手禮中に於て最も吾人の注意を喚起するものは、此禮は基督が其信徒を引出して活動せしめ玉ふことを示の點なり、即ち基督は勧誘、説教、或は慰諭なる教訓等により、來りて羊欄の中に靜かに安臥する羊の如き信徒を警醒し、之を引出して公然基督を云ひ顯し、又力を盡て己に事へしめ給ふなり、此の如く爲すには彼等の心を振起し、其良心を興奮せしめざるべからず、即ち題詞に記せるヨハネの言の如く、引出されざるべからず、之を引出すには固より多少の力を要す、試に看よ、羊の羊欄の中に在るや、安逸を貪りて強迫せらるゝにあらざれば、立て欄外に出ることなし、斯の如くキリストの羊なる信徒も、其惰心を警醒せられ、且引出されて活潑なる生涯を送るに至るとは彼等の利益なり、夫れ基

基督教徒はキリストに屬するものなれば、キリストは彼等の最大利益となることを爲し給ふべし、爰を以て之を引出給ふなり、去れどキリストは又之と同時に吾人を鼓舞し、保護し給ふことをも忘るべからず。基督が其羊の先に行給ふことは、是れ余が信徒按手禮を受けんと欲する人々の注意を請はんとする要點なり、基督は信徒を鼓舞して活潑に己に事しめ給ふと同時に、信徒に其特権を確認せしめ給ふなり、誠に信徒はキリストのものにして、基督は之に先て行き給ふなり、是公會問答の初に於て第一に示さるゝ所の教義にして、余が信徒按手禮を受んと欲する人々と共に考究せんとする要點なり、公會問答の始に基督教徒の特権を記せり、即ち左の二個の問答を見て之を知るべし。

問、汝の名は何と云ふや。

答、(なにがし)

問、誰か其名を命じや。

答、洗禮を受けてキリストの肢神の子、天國の嗣とせられし時、我が教父母が命けしなり。

之に由て之を觀れば、洗禮を受けたる信徒は正しくキリストの肢神の子、天國の嗣たる特權と位階を得たりしなり、斯の如く教會の教旨は基督の言と符合す、教會は其青年輩をして社會に立しむるに當り、彼等はキリストのものにして、基督の肢神の子、天國の嗣、即ち先だちて導き給ふ基督と共に嗣たるものなることの確信を懷かしめて、其途に就しむ。余は先づ、

一、此の如く吾人はキリストのものたる特權を有せりとの公會問答の教義を聖書と比較して之を説明し而して、

二、此等の特權は吾人をしてキリストの招きに應し彼に従はしめんと、吾人を鼓舞策勵するものなることを論述せんと欲するなり。

誰が其名を命しやとの問に答ふる言は左の如し、曰く、洗禮を受けてキ

リストの肢神の子、天國の嗣とせられし時、我が教父母の命しなり。此等の言は各聖書より出たるものにて、吾人かキリストと神に對する關係を示すもの也、且つ聖書の示す所によれば、此等は各洗禮にも關係あるものなり。

吾人が(靈魂上に於て)基督の軀の肢たることに就ては聖書に左の如く云り、曰く、我儕は一つの靈に在て洗禮をうけ一の軀となり、そは軀は一つの肢のみに非ず多あれはなり、汝等はキリストの軀にして又その其肢なり。(哥前十二〇十三、十四、廿七)

吾人が神の子キリストの肢たれば、又神の子供たるとは同じく聖書に明示せり、曰く、爾曹は皆キリストイエスを信するに由て神の子となり、そは凡そ洗禮を受けてキリストに入れる爾曹はキリストを衣たるものなればなり。(加三〇廿六、廿七)

終の句、即ち我らが天國の嗣たることは使徒パウロの語りし著しき語

に由て明か也、曰く「我儕もし子たらば又嗣たらん、即ち神の嗣にしてキリストと共に嗣たるものなり。」(羅八〇十七)

凡て此等の特權を受けるは聖靈の大なる賜なるによりペテロは洗禮に因て此賜を受るとに就て左の如く云へり、曰く「爾曹の悔改て罪の赦を得んが爲にイエスキリストの名に託て洗禮を受よ、然は爾曹も聖靈の賜を受くべし、この約束爾曹および爾曹の子孫また凡の遠人すなはち主たる我儕の神に召さるゝ人々に屬くなり。」(使二〇卅八、卅九)

斯の如く洗禮によりて與へらるゝ基督教徒の特權に關する公會問答の言は聖書の言と符合す、されど吾人は既に與へられたる此特權を得たりと誤解せざらん爲に、少しく辯明し置くべきことあり、夫洗禮は一つの聖奠にして、神と人との間に立られたる恭しき契約なり、而して聖奠の勢力と効用は講道篇中に最も善く説明せられたり、其言に曰く「聖奠に於て神は我等を抱き給ひ且つ己れを與へて我儕に抱かしめ給ふ」

と、此説明によれば嬰兒の洗禮は、キリストが嬰兒を抱き給ひ(可十〇十六)且己れを與へて彼等に抱かしめ給ふことゝ同様なり、若し彼等は幼稚なれば唯受動的にキリストを受るのみ、然ども彼等の年齒漸く長するに至らば、自らキリストを抱くとも、抱からるゝことも、キリストの抱きを振棄て去るとも、自由になし得べきなり、然ども我等若し嬰兒の時に洗禮を受け、唯キリストより抱かれたるのみにて、其の後年既に長し、キリストが己の爲に其生命を犠牲にし給ひしことを理解するに至るも、尙自己の決意を以てキリストの賜を受されば、其賜たるや吾人に益する所なかるべし、左に掲る使徒ヨハネの言は明かに此事を教示せり、「彼を接その名を信せし者には權を賜ひて此を神の子と爲せり、斯る人は血派に由に非らず、情欲に由に非ず、人の意に由に非ず、唯神によりて生れしなり。」(約一〇十二、十三)

「子を信する者は窮なき生命をえ、子に従はざる者は生命を見らんとを得

じ、且つ神の怒り其上に留らん。(約三〇三六)

「神の子をもつものは生を有、その子を有ざるものは生をもたず。(約壹五〇十二)

然ども上來述來りし特權は善く準備をなしたる信徒按手禮の志願者には與へられ且つ自ら之を受得らるゝことは、信徒按手禮式の初の祈禱中に記さるゝなり、其言に曰く、永遠に在す全能の神よ主は往に水と聖靈を以て此の僕婢等を新に生しめ、其の凡ての罪を赦し玉へり、願くは慰主なる聖靈を以て彼等を強め日々益々諸般の恩賜を與へ玉へ云々。

尙他の事を以て、此等の眞理を説明せんに、夫洗禮は神が印章記號を以て洗禮を受くる信徒と結び給ふ恭しき契約なり、洗禮は信徒が神より撰擢を蒙りしことを證する爲にキリスト自ら立給ひしものなることは、爾曹行きて万國の民に洗禮を施し之を父と子と聖靈の名に入て弟

子とせよ(太二八〇十九)との言に照して明なり、今之を人と人との間の事件に比して論せんに、余或人に向ひ我一家屋を汝に與へんと云ひしと假定せよ、是恰も聖書に記せる、神が人の罪を赦し、之を受容れ給ふとの約束と均しく、彼は其の意に従ひ、其賜を受け我は之を適宜に使用することを得るなり、去ど之を讓受け、而して法律上實際に之を己の所有物となすには彼は必ず之を讓與するの權利を有せる人より、之を交付するところの印章及記號を受ざるべからず、洗禮も恰も之と同じく吾人が確かに神の選擢に預ることを保證する爲に、其權威を有せるキリストの印證及記號を受くるとなり、然れども彼縱令其家屋を正當の規則に従ひて所有したりしとするも、若し之を打棄て實際に之を所有せざる時には如何、即ち彼其中に住居せず、又之を他人に貸與するとなく、空しく之を朽敗に歸するに於ては、其結果は云はずして明かなり、必やず頽敗して己れに利益を與へざる而已ならず、却て耻辱を與ふるに至る

べし然れども此家屋や尙彼の所有物なり、之を使用するの權固より彼にあり、然れども彼の怠慢によりて今や大に破損し、縱令之を修繕せんと欲するも、夥多の財力を費さるべからず、其中に住せんと欲するも、其内に起臥し其軀軀を蔽ふの餘地なき迄に至りたり、洗禮を受けキリストの肢神の子、天國の嗣となるの權利を與へられし人にして、自己の決意と信仰を以て、實際に之を己のものとして活用せざれば、蓋又斯の如きのみ、彼は既に其特權を得たり、然れども實際に之を掌握せざるが故に、彼に執ては何等の効用もあるとなし、否是彼の爲めには一大耻辱にして、神の罰を蒙るべき罪過なり、彼は一方には神の愛を説く、然れども一方には神に對して感謝の念なきを顯せり、彼は神恩の樹蔭に宿らずして、凄愴たる罪惡の原野に露宿せり、彼は實に黙三〇一に記せるが如く、「生る名ありて其實は死せる者なり。」

然りと雖ども神の恩寵の賜を實際に握る所のものは大に之と異なり、

彼等は基督に在て神より抱かるゝのみならず、神の賜を受け神の召に従て既に神を抱き、或は之を抱きつゝあるものにして、眞にキリストの肢神の子、天國の嗣たる名稱に負かざるものなり、而して彼等は吾人の救主イエスキリストの命に従ひ、此世の罪惡と戦はんが爲に引出さるるや、キリストは彼等に先たちて行き給ふなり。

二、左に生涯の間主の召に従て罪と、世と、肉と、惡魔に戦はんが爲に吾人に與へられたる特權に付、一々論述すべし、先づ始に、汝等はキリストの肢なりとの意を考察せん、是れ吾人の手足は全身の一部分なるが如く、吾人は心靈上に於てはキリストの軀の一部分なるをあらはすものなり、例へば誰も熟知する如く、吾人の雙手は吾人の身軀と密接の關係を有するものなり、故に手若し其軀を離るゝ時は、忽唯死ある而已、手は軀によりて護らる、實に全身の職務は其凡の肢を保護するにあり、試みに看よ、一小指を傷ざらんか爲には、吾人は凡の智惠と能力を盡し、又如

何なる痛苦をも厭はず、其病所を癒さんが爲には、全力を費し、決して之を切斷し或は傷害することなきなり。

キリストの肢たるの權利を握れるものゝ状態は、恰も之に類せるものあり、吾人は彼によりて生く、彼によらずしては何事をも爲こと能はず、彼によりて吾人は安然に護らるゝなり、彼は全力を擧げ、其滿腔の愛心を罄して、吾人の救拯の爲に用ひ給へり、故に吾人は如何に薄弱にして取るに足らざるものなるも、キリストは吾人を全く救ふには苦と耻とを厭ひ給はざるなり、然らば吾人を棄たまふや、然らば吾人を救ひ得べき力ちからあれば棄るゝ能はざるなり、視よキリスト永遠不變の愛を以て、吾人を愛し給ふに非ずや、吾人の罪人たるの時、尙吾人の爲に其生命を擲ちし如きの鴻大なる愛心を以て、吾人を愛し給ふに非ずや、吾人は既に吾人のものに有らず、キリストのものなり、且吾人を引出さんと爲給ふ時はキリスト自ら吾人に先たちて行き給ふ、去らば誰か吾人を傷はん

や。

人若し救世主に信頼志なから、尙彼を云ひ顯はすを憚り、其弟子として世に立を怖れなば、請ふ吾人はキリストの肢なることを想起せよ、吾人は其身軀中の如何なる微弱なる肢たりとも、力を盡して之を愛撫保護するにあらざや、去らばキリストも其肢たる吾人を愛撫し、保護し給ふ事も亦知るべきにあらざや。

茲に一の記憶すべきことあり、即ち吾人が此の如く吾人の四肢を保護する時に、吾人は此等の四肢が吾人の意志に服従せんことを欲するなり、吾人の意志は此等の四肢の爲に法則となり、或は手を伸張し、足にて歩行せんと欲するとき、若し手足にして健全なりせば、必ず一は伸張し、一は歩行す、斯く吾人は其四肢に對して望む如く、キリストも其肢たる者に向て望み給ふなり、故に若キリストの肢たるものにして健全なりせば、必ず其命に従ひ、其希望の如く實行すべきなり。

加之若し吾人にしてキリストの肢、即靈魂上にキリストの躰の肢たらば、又神の子たるなり、吾人は今神に召されたり、其召されたる理由は、世人を離れ己れの信仰を公けに言顯はし、又神に屬する者たると、其肢たると、其子たるとを神より宣告せらるゝ爲なり、此事たる最もよく救主の所謂「己の者を引出すときは彼等に先ちて行くなり」との言を證明するものなり、慈愛の心に富める父にして、其幼兒を伴ふて危険の場所を通行する時に當て、其手を握りて之を指導せざるものあらんや、父は其子の危険に陥り、恐怖に沈むを憂るが故に、其子の憂患は恰も其一身に於るが如く、同情同感の念は此二者を繋ぎて一となすなり、恰も此の如く無限の力を有し、測るべからざる愛を保ち玉ふ全能なる主なる神は、吾人を呼出して、神と其遣はし給へるイエスキリストを云ひ彰はさしめ給ふ、即ち神は疾呼して吾人が冷淡なる信仰より進歩して、勇壯活潑なる敬神の生涯を送るべきことを吾人の良心に告示し給ふなり、斯の

如くなるに、吾人は尙神の前に自から出つることを恐怖すべきか、吾人は他人の嘲笑侮慢によりて畏縮すべきか、或は又斯の如き神の請求は吾人の耐べからざる所なるか、或は又吾人は未し、未し、乞ふ他年を期せんと云はんか、目を舉て之を見よ、吾人の眼前に差出さるゝ手は是れ果して誰の手なるぞ、是神の聖手にあらざや、即ち吾人の父なる神の聖手にあらざや。

而して尙解説すべきとは、子たらば又世嗣にしてどの一語なりとす、若し吾人にしてキリストの肢、神の子たらば、又天國の嗣たるなり、天國の嗣たるが故に吾人を呼出して世を離れしめ給ふなり、年少なる信徒の中、未だ全く其心を頑迷にして神に逆はず、幼稚なりし時に慈母の諄々として己を薫陶せし其教訓を忘却せず、縱令幾分か世の罪惡に沈まんとするの傾向あるにもせよ、尙救世主の聖語を心中に記憶する所あらは、乞ふ己の情態の如何を考一考せよ、諸君は一王國の嗣子なり、即ち天

の王國の嗣子なり、然るに諸君は此世を以て満足なる世なりと思惟するか、此世の名利歡樂を以て無上の快樂と思惟するか、諸君は永遠の事物を忘却し、永生を放棄し、又キリストの位の傍に所を得るを望むに足ざる者と思惟するか、果して此の如しとせば、諸君は年々歳々益々進歩し、層一層高尚となりて熱心なる生涯を送らしめんと、神の招きを輕侮し、自ら基督教徒と稱するも之に適ふ進歩の實なきものなり。終りに臨み、尙爰に記臆すべき一事は主其羊を引出すときは、彼等に先ち行き玉ふ事是なり、請ふ見よキリストは神の嗣子として艱難を受け、労働をなし己れの旨に従はずして父の榮光の爲に戦ひ、又兄弟を救はんが爲に辛苦を受け、以て其位に就べき道を通過し給へり、基督教徒の諺に云はずや、十字架なければ榮冠なしと、又使徒パウロは云はずや、我儕若しかれと共に苦を受けなば彼と共に王となるべしと、世の安樂なる生涯を送り、肉躰上の快樂と職業の爲めに、宗教を深く信奉するの暇

なしと爲るが如きは、正しく是天に登り、榮冠を戴くの道にはあらざるなり、視よキリストは諸君を此等の境遇より引出して、生命の道に歩ましめ給ふなり、彼は模範となりて我等を導き給ひし如く、今又聖靈を以て吾人を導き給ふなり、然れば諸君は果して之に従ふの決心ありや。余は斯の如く諸君の眼前に基督教徒の特權を表彰せり、昔しキリスト降誕し給ひし時、天使の口より始めて出し言は、大なる喜よろこびの音こゝろなりし、又主キリストが山上の大説教中始めて語り給ひしは、福ゆふなりとの言なりし、而して基督教會が其子女を命名するに當て第一に教ゆる所の事は「キリストの肢、神の子、天國の嗣」との事にぞあるなり、而して此等の特權は神の恩賜にして、吾人が基督教徒の生涯を送り終りし後、其報酬或は賞與として與へらるゝものにあらず、其最始に於て吾人に與へらるゝ所の恩賜なるなり。吾人は既に此の如き特權を得たりしとを確信し、吾人に先ちて行き給

ふ教導者なる主イエスキリストに目を注ぎつゝ従ふべし、此事たる吾人の常に記憶して須臾も忘るべからざる緊要なるとなりとす、而して吾人が受洗の時に命ぜられし名を記憶することは吾人に大なる利益を與ふるものなり、夫れ此名たるや洗禮の時に名けられ、之によりて基督教徒の一人に加へられしものなればなり、故に此名を呼ぶときは、吾人は基督教徒にして其特權を握り、其生涯を送るべきものたること明白なり、縱令神よりとするも、人よりとするも、召を蒙るとは幸なることとなり、人は吾人を召て業務に就しむ、神も亦吾人を召して業務を與へ給ふ、而して其業務の何たるに拘らず、唯キリストの肢、神の子、天國の嗣として神の爲、且其聖名の爲に之を盡さしめ給ふ也。

第三章 脱罪

「爰にエホバアラムに言たまひけるは、汝の國を出で、汝の親族に別れ、汝の父の家を離れて、我が汝に示さん其地に至れ。創十二〇一
諺に曰く、人は如何なる職業に就くとするも、其の有する何かのものを棄ざるべからずと、宜なる哉言や、人若し軍人たらんと欲せば、彼は其故郷と自己の撰擢力と其自由とを棄て、長官の命令のまゝに服従せざるべからず、人若し學者たらんと欲せば、彼は夙に起き夜半に寝ぬ只管讀書の爲に其時間を棄ざるべからず、人若し基督教徒たらんと欲せば、是れキリストの兵卒となり、又其弟子となるが故に、又棄ざるべからざるものあるなり、

夫れ數日の後信徒按手禮の執行せらるゝとの報知は、吾人の耳朶を打て神のために己れを棄べきことを覺知せしめ、又種々の事情に勵まされ勇みて神の召に従ふべきことを學ばしむる也、主は自から吾人が洗禮

を受けし時、徴證を與へて吾人を己に屬するものとし、吾人が危難に向ふの時は必ず吾人に先ちて行き給ふことを約束し給へり。余が本章の始に掲げし言は、神がアブラムを召給ひし言にして、其中に彼が信者の父、神の友となるために棄ざるべからざるものを記載せり。神曰く、汝の國を出で汝の親族に別れ、汝の父の家を離れて我が汝に示さん其地に至れと、固より彼の家と其國とは、神を知らざる人々の中にありたるも、彼が住馴たる家と國なれば深く之を愛せしなり、然れども彼は全く此等を棄て、神に従べき命を受たれば命の如く爲たりき。余は本章に於て、吾人が神の召を蒙り基督教徒として、神の命によりて棄べきものを述んとするなり、是即ち洗禮を受る時、教父母に依て棄んと約束せしものにして、信徒按手禮を受る時、重ねて永遠に之を棄んと約束するものなり、此等は固より家屋、親族、朋友等に非ずと雖ども、吾人が所有するもの愛好するものに關はるとあれば、尙生國、親族、及家庭の

如く、吾人の棄て難しとするものなり。

さらば我等が棄べきものとは何ぞや、公會問答中の答にあるが如く、即ち「わさ」悪魔の所爲、此の世の榮耀、榮華、及び肉の悪慾、是なり、而して此等のものを棄るとは、彼かあしきもの悪者が主キリストを試みし如く、我等をも試みる時之を拒むとなり、聖洗式の語にて云ば、此等のものに従はず、惑はざるに於て、生涯キリストの僕婢となり、又忠義なる兵卒となりて、此等のものに對して勇ましく戦ふと也。

吾人の敵なる此等のものを赤裸にして之を觀れば、我儕は神の子として敗を取るほどに墮落せしとを反省せば、實に慙愧に堪ず、此等の敵は外面に優勢を裝ふて吾人を誘ふに依り、吾人は祖先の罪に依り神を離れ易く、殆ど之に陥らんとするとあり、且此の如き危険を事實とし、得らるゝだけの力を受けて勇戦するに非ざれば敗を取ると必然なり、されば吾人は必らずしも敗北すべきに非ず、聖靈の力に依れば首尾好く勝利

を得べき也、昔し神アブラムに命じて、其愛する故郷と親族とをすて、遠く異郷に出發せしめ給ひし如く、今や吾人を召して此世の凡の罪惡と戰はしめ給ふなれば、聖靈の恩助により、吾人は必ず此等のものに向ひて勝利を得べきなり、使徒パウロ吾人に告て曰く、是故に爾曹罪を死すべき肉軀に王たらしめて其欲に徇ふ勿れ、また爾曹の肢軀を不義の器となして、罪に獻ること勿れ、死より甦りし者の如く己を神に獻げ、また肢軀を義の器となして神に事ふべしと、又彼吾人に約して曰く、なんぢら恩の下に在りて律法の下に在らざれば、罪は爾曹に主となること無るべしと。

第一、吾人が棄つべき惡魔の所爲とは何ぞや、

此等は聖書に始めて惡魔の事を記せし所、即ち吾人の祖先が樂園にて誘惑を受し時に顯はるゝものにして、左に之を列擧すべし。

一、第一は神を信用せざることなり、神はアダムとエバを造り、彼等に幸

福を得せしめんが爲に互ひに相依らしめ、神を樂み及び其造り給ひし者を樂ましめんが爲に必要なる凡の賜を與へて、其慈愛を示し給へり、然るにサタンは彼等を欺きて、神に反かしめ、神は人間を愛するの情なく、又其語りし言も信憑するに足らず、夫の樂園中の一菓樹を食ふことを禁し、又死を以て汝等を恐嚇せる如きは、正に以て之を證するに足れり、と、其言に曰く、神真に汝等園の諸の樹の實は食ふべからずと言ひたまひしや、又曰く、汝等決して死ることあらじと。

今日に於ても最も効力ある惡魔の誘惑は之を措て他に有となし、夫れ神は愛なり、真理なり、然るに吾人は此の愛と真理を疑はしむる誘惑に遭ひ、又之を聞入るゝと幾何ぞ、聖書は始より終に至る迄、吾人が神の愛を悟り之に信憑すべきとを明示せり、然れども人は之を疑ひ、神を親愛するよりも寧ろ怨恨するの心を懷き、キリストは吾人の爲に其生命を棄て給ひしかども、吾人は彼に己の靈魂を依托するとを危ぶむなり、而

して又聖書の中には、悔改めざる罪人は必ず死すべし、其死は遂に最も恐怖すべき神の刑罰を受くるに至らしむるものなることを明示せり、然れども人罪惡に誘はるゝ時は、常に汝等は必ず死せざるべし、此等の恐嚇は皆虚言にして、神の眞意は茲に存せずと云ふ惡魔の言を聞き、之を信じ憚るところなく罪を犯すなり。

二次に擧ぐべき惡魔の所業は、彼の凡の虚言なり、惡魔嘗て吾人の始祖に向て、汝等は必ず死せざるべしと云ひしは、一大虚言にして、人間生涯の幸福を滅絶するの目的を以て語りしところの最も毒惡なる虚言にてありき、故に主キリスト彼に就き語りて曰く、彼は始より人を殺すものなり、又眞理に居ず、蓋かれの衷に眞理なければ也、かれが誑を言ふときは己より出して言なり、蓋かれは誑者また誑者の父なればなり、(約八〇四十四)

抑も凡の言行に於ける詐偽虚言は、至聖至善なる神の最も憎み給ふ所

なるが故に、吾人若し神と偕に歩まば、必ず此等を棄てざるべからず、去ど惡魔は古に於けるが如く、今日も尙其巧妙なる慣用手段を以て吾人を惑はし虚言を吐くも罪となるとなく、縱令罪有とするも其害たるや僅少にして顧るに足らず、又社交上及職業上に於て、若し虚言の若干を用ゆるとなくは人は決して自己の繁榮を望むべからず、或は又虚言を吐くは世間流行の事なれば必ず之を吐くべきの理由ありて然ならずと、之を以てす、爰を以て人其試みに惑はされ、自ら虚言を吐くも罪を招かずと思惟し、凡て誑を言ものは火と硫磺の燃る地にて其報を受くべし、(黙廿一〇八)との語も、神の言にあらざるか如く見做し、憚る所なく誑を語り、生涯之を棄るとなく、遂に死する時に迄至るなり、豈歎すべきの至りにあらずや。

三、虚言と偕に擧ぐべき惡魔の所業は、先きに引用せし始祖アダムに關する創世紀の記事中にも顧はるゝ如く、怨恨、不親切等の如き、凡て寛忍

をなし、人の益を圖り、妬まず己の利を求めず、輕々しく怒らず、人の惡を念はず、凡そ事忍ぶ所の仁愛の心に反對せる所の行爲なり、吾人若し惡魔の所爲を棄てんと欲せば、~~●~~と共に凡の不情不慈なる行をもすて、己の好まざるところのもの、又己に對して不親切なるものに迄も、其愛をあらはさざるべからず。

四、又吾人の擧ぐべき惡魔の所爲は、彼が吾人の始祖を誘ひし時、大膽にも神を非難せし事に依り、且更に大膽にもキリストに罪を犯さんとを勧めし事に依り、(太四〇一至十一)顯はれたる傲慢にて、格別に使徒パウロが惡魔の特性と稱せしところの傲慢なり、(提前三〇六)世人は自尊、自滿、自任、自負、及神に信賴せざるを以て、或は卓越せる精神の如く賞賛すれども、傲慢、不遜の心は或賢人の云へるが如く、人間の本性にあらず、又救主キリストの幸福なりとて賞賛し給へる謙遜の徳にも反對せるものなり。

五、惡魔の所爲中最も惡むべく又恐るべきは、彼がアダムとエバを誘て罪に陥らしめし如く、或は己れを悦ばし或は伴侶を求めんが爲、或は罪惡を好むが故に、他人を誘ひて、罪惡を犯さしむることなり、主キリストは此事に關して、最も莊嚴なる言を以て、其大罪なることを示し給へり、曰く、我を信ずる此小子の一人を礙かする者は磨石をその頸に懸られて海の深に沈られん方なほ益なるべし。(太十八〇六)

之を要するに、惡魔の所業を棄るとは、惡魔の實在と其所爲とを確認し、日常心裡と行爲の上に於て、其誘惑に逢ふの時、斷じて之に従はざるとなり、即ち余はキリストの肢、神の子なるが故に決して之を爲すこと能はずと決心して、其誘惑を拒絶することなり、而して斯の如く誘惑に逢ふの時、之に抵抗する力を得んが爲に、聖靈の恩助を祈らざるべからず、吾人が其恩助を受け得べきこと、其効力とに就きては左の語中に明に約束せられたるところなり、曰く、惡魔を拒げ、然は彼汝等を逃げ去らん、

汝等神に近け、然は神汝等に近き給はん。(雅四〇七八)

第二、 第二に吾人の棄べきものは、此世の榮耀、榮華なり、使徒ヨハネ告て曰く、この世あるひは此世にあるものを愛する勿れ、人もし此世を愛せば父を愛するの愛その裏に在なし。(約壹二〇十五)吾人は須らく此世に於ては、吾人の心情を誘惑してキリストより離れしむべきもの數多あるとは人の能知る所なり、玩弄物にせよ、肉體上の快樂にせよ、職業にせよ、學問技術にせよ、衣服容貌にせよ、或は又吾人が其賛成を得ると否とを以て最大なる榮辱となすところの輿論にせよ、無形のものもを愛せざらしむる有形なるものにもせよ、吾人をして主イエスキリストと其愛、及び之に奉事すること、其與へ給ふ賜を欽慕する思想を奪ひ去るものは、皆是れ此世の榮耀、榮華、外形の虛想、空名、善に似て非なるものの中に算入すべきもの也、されば吾人は此等のものを棄ざる可らず、否されば吾人は此等のものに支配せられて、真正なる善に進むと能はざ

る可し、基督曰く、人は二人の主に事ること能はず、蓋これを惡み、かれを愛み、此を親み、彼を疎むべければなり、なんぢら神と財に兼事ること能はず、(太六〇二四)去れば吾人は各己れを顧みて、吾人が最とも戒心すべき誘惑は如何と考察し、且つ此類の誘惑は各自の上に落來るべきとを深く心に確知すべき也。

第三、 吾人の第三に棄つべきものは、公會問答に肉の惡欲と稱せり。夫れ肉の欲は、必ずしも惡に非ず、唯吾人が之を棄べきは其欲の罪と成るの時に於てのみ、即ち其情欲が其分限を越へ、其地位を換へ、吾人の奴隸に非ずして主人となるの時にのみ之を棄べきなり、例之ば、饑渴の如きは肉の欲なり、去ど飲食をなすとは罪惡にはあらざるなり、然れども飲食の中何れとするも、若し過度に失する時は、爰に始て罪と成るなり、固より人間に此等の欲の存する所以は必ず其理由ありて、吾人の肉體の中に賦與せられたるなり、然れども之を統御せざるべからず、然らざ

れは其欲却て吾人を奴隸となすに至るべし、故に使徒パウロ記して曰く、我は己の軀を撃て之を服せしむ、蓋ほかの人を教て自ら棄てられんことを恐るればなり、哥前九〇廿七此言に反對なる適例を擧げんに、彼の飲酒家を見よ、飲酒の欲極て大きく、其狀恰かも其欲の爲に驅使せらるゝ奴隸の如し、縱令自ら其非を悟りて、禁酒の誓約決心をなすも、然に制せられ忽ちにして之を破るなり、其他肉の罪ある欲として數ふべきもの誠に多し、吾人はイエスキリストに使徒パウロの語を聽き、之に服従し得べき純潔なる心情を與へられんとを神に祈禱せざるべからず、救主イエス曰く、古の人に告て姦淫すること勿れと言ふことあるは爾曹か聞し所なり、然と我なんぢらに告ん、凡そ婦を見て色情を起すものは、中心すでに姦淫したるなり、太五〇廿七、廿八、パウロ曰く、それ肉の行は顯著なり、即ち苟合、行穢、好色、偶像に事ること、巫術、仇恨、争鬭、妬忌、憤怒、分争、結黨、異端、娼妓、兇殺、醉酒、放蕩などの如し、此等の事につき、我嘗て爾

曹に斯る事をなす者は神の國を嗣くべからずと告しその如く今また預しめ之を告ぐ、加五〇十九、廿、廿一此等の誘惑が吾人を取圍む時、之を通るゝの良方は、之を避くるに如くものなし、彼のヨセフが誘惑に逢ひし時に、心痛して、我いかで此大なる惡をなして神に罪ををかすをえんやと叫び逃走せしが如く、吾人も彼の例に倣ひ、罪惡を遁れて神に近づき、又常に神の事を思ふに依て邪惡なる思想を驅逐すべし、吾人は須らく斯の如くなさるべからず、何となれば吾人はキリストに屬するもの、キリストの肢、神の子、天國の嗣として召されたる者なればなり、誰かキリストの肢たるものにして、キリストと一體なる己の身體を妓婦の肢となして可ならんや、誰か神に似るべき者又神を樂むべき神の子たる者にして、此世の空しき事物に満足し、永遠の幸福なる天の快樂に換へて僅少の幸福なる此世の快を取る可んや、誰か未來の快樂に就ては天父に任かす可らざるが故に、目前の快樂を樂むべしとの虚言に誘はれ

て天國の嗣王の子、王の嗣たる者にして、其嗣べきものを受ず其位階を失ふて可ならんや、極めて可ならず、去ど時として吾人が奮憤の連鎖の爲に束縛せられ、容易に誘惑を逃るゝこと能ざることあり、斯る時に當りては、吾人は如何になすべきや、他なし、唯進んで之に向ひ勇戦するの一事あるのみ。

羅馬の大古史中に一奇談あり、借て以て吾人が敵と戦ふに於て、必ず勝を得ることを示どころの的例となすべし。

昔ローマに微賤より起りて七度執政官と成し、マリアスと云へる人ありしが、一日彼は牢獄に繋がれ、一人の奴隸は彼を死刑に處せん爲に彼の許に遣はされたり、刑場に此薄命なる最貴最卑の二人は顔を合せて相立てり、一は羅馬の執政官、一は卑賤なる奴隸なり、去ど執政官は今や鐵鎖に繋るゝを以て、夫の奴隸は自由に彼の命運を左右し得る者の如くありし、此時に當りマリアスは其虐殺の難を遁れて、其權威を回復せ

しこそ不思議なれ、彼は奴隸の眼前に大磐石の如くに立ち、彼を睨一睨し、大呼して曰く、汝敢てマリアスを殺すとを能するかと、奴隸は其聲を聞て戦慄し、地に伏し匍匐して牢獄を出て去り、マリアスは尙直立し居れり、而して彼泰然として動かざること、猶ローマの大堂宇の如くありしと云ふ。

夫れ吾人は性來の悪性の連鎖に束縛せられたれば、罪惡は彼の卑屈なる奴隸の如く、サタンの使命を帯び、吾人を死罪に付さんとして吾人の心に入り來るなり、されば吾人の眼前より此罪惡を驅逐するは、果して如何にせば可ならんか、吾人は宜しくマリアスの如く、自己の力に依るに非ず、吾人の中に住たまふキリストの靈の偉大なる力に依り、磐石なるキリストの上に泰然として堅く立ち、罪惡に向ひてキリストの肢神の子、天國の嗣なる吾人を殺すとを能するかと大呼すべし、斯の如く、惡魔を拒け、去らば彼爾曹を逃げ去らん、此の如く罪を死べき肉軀に王たら

しめて其欲に徇ふ勿れ、蓋なんぢら恩の下に在りて律法の下に在ざれば罪は爾曹に主となることなればなり。

余は本章の始に於てアブラハムが其生國と親族とを棄べき神命を蒙りしことを記せり、今又終りに臨み、其事跡に就て再録するところあらんと欲す、神のアブラハムを招き給ふに當てや、彼は未だ之を知らずと雖も神の示さんと約束せし地に至るべきの命を受けたり、吾人も之と同く、吾人は之を知らずと雖も、神の示し給ふ地に至るべきの召を蒙りし者なり、視よ吾人がキリストに屬し又屬するものなることを認識するの喜、彼に愛せられ又彼を愛するの喜、地上に於て彼の榮譽を顯はすの喜、上天に於て彼より褒賞を受んことを望み、使徒パウロの云へるが如く、わが生るはキリストの爲また死るも我が益なり、(腓一〇二一)と云ふの喜は、是れ正しく吾人の未だ知らざるところにして、神の吾人に示さんと欲し給ふところの地なるべし、吾人既に前途に於て斯の如きの希

望を有し、又キリストより與へられたる特權を有するものなれば、アブラハムの如く、凡て吾人を繫累する事物をすて、直に立て之を尋ねべきにあらざや、アブラハムの行跡に於て、特に吾人の模範となすべきは、彼が直に神命に従ひしことにして、余が前に述べたる公會問答に列記せる種々の罪惡に沈溺せるものに向ても、或は又日常此等の誘惑に多少逢はんとするところの者に向ても、勸となる者なり、豈此等の危難に逢ざる者あらんや、神が吾人を召し給ふ目的は皆に吾人が日常犯すところの罪惡を放棄するのみならず、其媒介となるものをもすて、今後神の友として神と共に歩むべきためなり、斯く爲す者は福なり、そは罪惡を逃るゝに依て最も厭ふべき此世の憂患を逃れ、又一時の物を愛するを止むるに依て、永遠の物を愛する者なればなり。

第四章 信仰

「なんぢら心に愛ること勿れ、神を信し亦われを信すべし。」

約十四〇一

基督教徒たる者は身は此世に在るも、既に此世の者に非ずして、遙か上なる天國に屬する者として世を渡るべき也、併し吾人が斯く己と己が本來の包圍以外に活歩するは、偏へに己と己が包圍以外にある者の助に依ざる可らず、神は此助を吾人に與へん、而して此助を與へんとて、神の伸たまへる手を握る力は、吾人の信仰なり、此信仰は見えざるものを見、神を信し神に依り頼むところの力なり。

我儕は神の子なれば、世を棄ざる可らず、又我儕の民籍は天にありと教へらる、さらば如何にせば之を實行し得べきや、余は之が答として教主の言を引べし、其言に曰く、爾もし信することを得ば信するものに於て爲し能はざる事なし、可九〇二十三と、故に教會に於て其子女に悪魔と

世と肉とを棄べきを教ゆると共に、又信經の中に記せる信仰すべき個條を教ゆ、今其の綱要を擧ぐれば左の如し。

第一に、我と萬物を造り給ひし父なる神を信すること、

第二に、我と萬民を贖ひ給ひし子なる神を信すること、

第三に、我と凡て神に選ばれたる民を聖め給ふ聖靈なる神を信する事なり、

本章に於て余が説明せんと欲するところは、一、基督教の信仰とは何ぞや、二、其信仰は如何なる働を爲すやとの二點なり、

一、基督教の信仰とは何ぞや。

(一)吾人が信仰と稱する宗教上の能力は、單簡に云へば、神を其の言のまゝに信することにして、例へば吾人が道理上聖書は神の言を記せるものと信じ、聖書は皆眞實にして吾人の救を得るに必要なものなりと信するが如きを云ふなり、斯の如く曉り易き信仰の適例は、約翰傳に記

せる大臣の事跡中に見るを得べきなり、彼はキリストに向て、其子の死せざる前に、己の家に來り給はんことを求めしに、キリストは「行け爾の子は生くるなり」と云給ひしかば、此人イエスの曰し言を信じて去ぬ（約四〇五）主イエス此言は奇跡の成就せしとを彰はすものにて、彼の大臣は未だ之を見ざれども、言の儘に之を信じたり、彼はアブラハムの如く、不信を以て神の約束を疑ふとなく、反て其信仰を篤くして、神を尊め神は其約束し給ふ所を必ず成得べしと心に決む（羅四〇廿、廿一）是智識上の信仰なり。

(二)又道德上の信仰を云へば、是即ち道德上又は心靈上の習慣にて、靈魂が神の全能と慈愛とに依頼して安然なるとなり、聖書の中に信者の父なるアブラハムのとに就き記して曰く、アブラハムエホバを信す、エホバこれを彼の義となし給へり（創十五〇六）抑も此「エホバを信する」との原語の意義は、一言にて盡し難きも、或は己を支へ、或は己を確立し、慈母

の兩腕に抱かれたる小兒の如く、神の力に依頼むの謂なり、即ち彼が平常接觸する所の天の群星、及其國民血族の力に依頼するよりも、彼の未だ見ざるところの神の力に依頼することなり。

斯の如く神を其言のまゝに信し、且慈母の兩腕に抱かるゝ小兒の如く神に依頼することは、吾人に宗教的信仰の何物たるを知らしむ、されど吾人は尙一層高尚なる基督教の信仰の何物たるを究めざるべからず、余は先きに宗教的信仰は記事、所説、結論を信するのみにあらずして、有心者即ち神なる有心者を信するものなることを示せり、然れども人を信ずるとの厚薄は其人を知るとの深淺に由てトするを得べし、茲に一子あらんに、終身他國に住み、幼少の時に其父を見たるのみにて、其後は彼を見るとなきも、父たるの故を以て彼を信するに相違なし、然れども彼若し長く其父と共に住み、其寵愛を辱ふしたらんには、其父を信するとも亦一層厚かるべし、故に救主キリストは其弟子等と袂を分たんと

する時に、彼等の信仰を強めんが爲に、彼等に告て曰く、爾曹神を信じ又我を信すべし」と、是蓋しキリストは自ら彼儕に顯はれ、彼等と偕に住み給へる神なりしによる、故に其後弟子等に告て曰く、我を見しものは父を見しなり」と(約十四〇九)斯の如くキリストは己の神たるを以て、父の神たると同一なるものとなせし如く、數節の後に己の神たるとを以て聖靈の神たると同一のものとなし給へり、是キリストが聖靈の降臨し給ふことを以て、己の來ること同一なりと語り給ひしとを以て知るべきなり、其語に曰く、若し爾曹我を愛するならば、我誠を守れ、われ父に求めん、父かならず別に慰る者を爾曹に賜ひて窮りなく爾曹と偕に在しむべし、此は即真理の靈なり、……我爾曹を捨て孤子とせず、再なんぢらに就らんと(約十四〇十五、十六、十七、十八)故に吾人の信すべき有心者は、我儕を造り給ひし父なる神、我儕を贖ひ給ひし子なる神、我儕を聖め給ふ聖靈なる神なり、是我儕の信仰を助けんが爲に神の

啓示し給ふ所なり、何となれば我儕の神に對する關係は、神の我儕に對する關係を知るに依て明かになる也、即ち神の本性を知るとに依るに非ず、寧ろ神の我儕に對する關係を知ること因るなり、神の本性は如何なるものなりや、吾人之を知らず、恐らくは知ること能はざるべし、然れども神の吾人に對する關係に至りては、吾人の知ざる可らざるところにして、衆人之を知るとを得べし、天上の太陽は如何なるものなりやとのことを知るは、吾人に執りて左程必要ならず、然れども日光とは何ぞや、詳言すれば太陽の我儕に對する關係は如何、即ち光線的作用及び其結果は如何等のことを知るは、太はだ必要なり、斯の如く吾人が神の本質及び三位一體の奧義を理會することは、左程必要ならずと雖、神の吾人に對する關係及び神が我等に顯はれ給ふことを知るは、吾人に執りて最も必要なることなり。

神は我と萬物を造り給ひし父として現はれ給へり、元始に神天地を創

造り給へり、神其像の如くに人を創造たまへり、即ち神の像の如くに之を創造り、之を男と女に創造りたまへり、創一〇一、廿七、神は我と万民を贖ひ給ひし子として現はれ、我儕を罪の罰と鞭より脱れしめ給へり、キリスト既に我儕の爲に誼はるゝ者となりて、我儕を贖ひ律法の誼より脱れしめ給へり、加三〇、十三

神は我儕を聖め給ふ聖靈として現はれ、我儕をして聖善ならしめ給ふなり、靈の結ぶ所の實は仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、撻節、加五〇、廿二、廿三

イエスキリストの中に顯はれし神は、遠く我儕を離れ、我儕が終身見ざ知らざるところの父の如きにあらず、吾人が幼少の時より今日に至る迄、我儕と偕に住み、我儕と睦み親める所のものとして顯はれ給ひしなり、而して造物主、贖罪者、成聖者として吾人に顯はれし神は、吾人に必要なる者なり、夫れ吾人の造物主なる父の存在は、我儕は何者なるや、又何

處より來るやてふ問題を解くに足り、吾人の贖罪者なるイエスキリストの存在は、我儕が赦罪を得んどの最大希望を満足せしむるに足り、吾人の成聖者なる聖靈の存在は、荏弱にして罪惡に誘はれ易き人間の需要に應じて、絶ず力と徳を供給するに欠くべからざる能力と聖善の必要を充すに足る、吾人は斯の如き神を信ぜざる可らず、斯の如く示されし神を信ずる信仰を稱して、基督教的信仰とは云ふなり。

二、次に考究すべき點は、基督教の信仰は如何なる働を爲すやとのことなり。

(一)抑も信仰は吾人をして神と和らがしむるものなり、吾人をして神に對する正當の地位に復らしむるものなり、夫れ吾人々類は、罪惡によりて神に反き、神は吾人に對して怒を含み、吾人は神に對して疑念を懐くに至りしが故に、此状態を改めて舊に復せしむる唯一の手段は、神を其言のまゝに信じ、之に依頼するにあり、然らば神はキリストによりて、吾

人を許容し、吾人を遇するに和親を以てし給ふ約束あり、是故に我儕信仰によりて義とせられたれば、神と和むことを得たり、此は我主イエスキリストに頼てなり、羅五〇二、邑の中に悪行を爲る婦ありけるが、イエスがパリサイの人の家に坐せるを知て、蠟石の盒はこに香膏にほひものを携も来り、イエスの後に立ち足下にをき、哭き、涙にて其の足を濡し、首の髪を以て之を拭ひ、かつ其足に口を接つひ、また香膏を之に抹れり、彼女は何故に其所に來りしか、吾人はキリストの答によりて、其來りし所以を知得べし、イエス婦に曰けるは爾の信爾を救へり安然にして往け、路七〇三七、三八、五十、(二)信仰は神の前に吾人を正しく立しむるなり。

信仰によりて吾人の行は神の聖旨に適ふものとなるなり、信仰なくば神を悦すこと能はず、蓋神に來る者は神あるを信じ、且神は必ず己を求る者に報賞を賜ふ者なるを信すべければなり、來十一〇六、例せば、信仰によりてモーセは成長の時、ハロの女の子と稱るゝを辭いなた

り、暫く罪の樂を享たんよりは、寧ろ神の民と共に苦難を受ることを善とし、キリストの爲に受る詬誶そしりはエジプトの貨財たからよりも富貴たよりのものと意へり、蓋報賞むくいを認て望ばなり、信仰によりて彼はエジプトを離れ、王の怒を畏れざりき、是見えざる者を見るが如く耐忍べはなり、來十一〇廿四至廿七、又吾人は信仰によりて死に至る迄護られ、全き救を得るに至るなり、讚べきかな、神吾儕の主イエスキリストの父は其大なる矜恤を以て吾儕を再び生み、我儕をしてイエスキリストの甦り給ひしことに由て、活る望を得させ、亦われらの爲に天に藏かくある朽す汚れず衰へざる嗣業を得しめ給ふなり、なんぢら信仰によりて神の能に護られ、已に備へある所の末時に顯はれんとする救を得るなり、前彼一〇三、四、五、信仰の働きによりて非常なる事業も成功せらるれば、之を重ずるは驚くに足らず、又救は唯此の信仰に由ものなれば、公會に於て信經に重きを置くも亦怪むに足らず。

以上は是信仰の解釋、及其人生に及す所の感化力を論せしなり、余は又吾人が會堂に於て公禱式の時に當り、其公禱文中に依りて顯はれし其信經の必要たることに就きて、諸氏の注意を促さんと欲するなり。

一、吾人が會堂に詣る毎に信經を唱せざることをなし、是れ如何なる所以なるか、信經は一の祈禱なるか、否、聖書の言なるか、否、然ば讚美の頌歌なるか、否、決して此の如きの類ならず、然らば何故に吾人は公禱式の時に之を唱ふるか。

夫れ基督の教會は、一の會社也、何の會社にても、必ず條例なるものあり然り而して基督教會社の條例は、行ふべきものを記せるにあらざして其本たる信仰すべき個條を記せるなり、世の會社に於ては、揭示場或は帳簿に其條例を記載す、然れども基督教會社に於ては、其會員の心層に信經を銘刻せり、何となれば此世に於て基督教國の維持さるゝは、法例に依るにも非ず、儀式に依るにも非ず、信教に依るのみなり、故に所謂基

督教は其信教なり、故に吾人が何に依て立ち、或は歩むかを言ひ表はさんと左の如く、頌ひ或は公言す。

「我は天地の造主、全能の父なる神を信ず、

我は其獨子、我等の主イエスキリストを信ず、云々、

我は聖靈を信ず」と

是れ即ち吾人の信する宗教の根本を公言することなり。

二、信經の言語に付て認むべき所あり、乃ち之を公言する時に當り、他の禱文の文句と異りたる言語を用ることとなり、見るべし、祈禱を爲す時は、吾人は「我儕の父よ」と云ひ、讚美を爲す時には、「我儕來りてエホバに謠ひ」と云ひ、而して我儕が信經を唱ふる時には、「我は信ず」と云ふなり。

夫れ信仰は吾人の心靈と神とを親密に繋ぐところの連鎖にして、各一個人の働なり、誰にても他人に代りて、信ずると能はざるなり、故に吾人が信經を唱ふるの時に當り、公衆の前に在りて神に向ひ、「我は信ず」と云

ひ顯はす時は、唯一個人の信ずるところを公言するなり。
 誠に斯く信經を會堂に於て唱ふることは、甚だ謹嚴靜肅になすべきと
 にして、吾人は常に之を公言し終るの時、心竊ひそかに福音書に記せる悲嘆に
 沈める或父が「主よ我信ず、我が信なきを助け給へ」可九〇廿四と云へ、
 言を記念せずして止むこと能はざるなり。

余は本章の始に於て、吾人は天國に屬する者として生涯を送らざるべ
 からざると吾人が己を棄つるには必ず天より吾人を助くるところの
 聖手を受けざるべからざること、而して又神より握にぎられ及び自ら神を
 握る所の能力を指して信仰と稱するものなるを論述し置たり、今簡易
 なる例を擧て之を説明せん、茲に一慈父ありて其愛兒を導きて泥濘
 なる路を通行するとせん、父は必ずや其愛兒の手を堅く握りて、歩行
 すべし、又若し通過し難き惡路に逢へば、父は其子を抱きて歩むなるべ
 し、縱令道路難澁にして悠遠なるも、子は父と共に在ば、他に介意恐怖す

ることなく、其父の目前に在ること、其音色、其慈愛の念慮は其子をして
 心思を一段の高きに置かしむるものなり、斯る時しも道を見ずして、惟
 父を見道に疲れずして父の笑顔を樂む、其は父と共にあり又歸宅せん
 とすればなり、乞ふ頭を擧て一瞥せよ、吾人の罪を赦し、吾人を鼓舞し、吾
 人を嚮導抱負するところの慈愛に富める、天父の永遠の腕は、基督と聖
 靈に由りて、吾人の眼前に伸張せらるゝにあらざや、去ば吾人は神の腕
 吾人の下にあり、故に之に依り、繩すなる可きにあらざや、而して世俗の事を
 脱して、神の懷よそごに倚るべきにあらざや、若し艱難起り、辛酸來り、前路暗黒
 にして悠遠なるが如く見ゆる時にも、吾人は當に云べし、我は父なる神
 即ち我父を信ず、彼は我を造れり、我を護り、常に我が益となることを爲
 し給ふ、我は自己ごみづかを其聖手みかたの中に委ねまつらんと、又罪惡は吾人を訴へ
 又良心は之に就き證をなし、殆んど其爲べきの道を知らざる時も、吾人
 は當に云ふべし、我は我債の贖主なる子なる神を信ず、彼は我が爲に死

し、又生き且つ我を全く救ひ得る者にして、必我を救ひ給ふと、又若し吾人の力衰弱疲勞し、元氣消耗痿靡し、活動する力なく、我は信ずとの言すら云ふこと能はざるに至る時、須く訓慰師なぐさめしなる聖靈を思ひ、聖靈なる神即ち、我は訓慰師を信すと神の恩寵を祈りつゝ云ふべし、彼は今日に至迄我に力を與へ給へり、去は今後も我が元氣を鼓舞し給ふべし、我は聖靈の翼助たすけを求め之に依頼して決して恐ざるべしと、吾人は宜しく神を信任せざるべからず、而して此信任こそ吾人の信仰を保持し、吾人の心氣を奮興し、而して事を爲に勇壯活潑ならしむるものなり、是他なし、其信任により神の力を己に得、其力によりて吾人は敢爲有力なるものも成なり、爰に於てか、吾人は或詩人と共に左の如く謠ふとを得べきなり。

一 わがゆくみちは、
 三 志らぬども、
 つれゆくどもを、
 よく志りぬ、
 二 たいおさなごの、
 ころもて、
 わがてをわたす、
 わがどもに、
 二 われわがどもに、
 たいいはん、
 われをばかたく、
 にぎりませ、

みちにまよはず、
 いやはてに、
 わがふるさどに、
 つれゆけど、
 三 志らぬたびちに、
 たいひとり、
 さまよふほどの、
 さまなれば、
 つれゆくどもに、
 ゆくさきを、
 かたりあかして、
 よりたのめ、
 四 のぞむふるさと、
 さしゆけば、
 いかなるみちを、
 たどるとも、
 つれゆくどもの、
 ゆくまゝに、
 ひいにちかづく、
 ふるさどぞ、

第五章 從順

「イエス答けるは、爾心を盡し精神を盡し意を盡し主なる爾の神を愛すべし、これ第一にして大なる誠也、第二も亦これに同じ、己の如く爾の隣を愛すべし。」太廿一〇卅七至卅九

余は前章に於て公會問答中に記せる所を基礎として按手禮の準備となし、青年輩を教育すべき箇條を説明して左の如く云へり。

- (一) 彼等の資格、——即ちキリストの肢、神の子、天國の嗣、なること。
- (二) 彼等の棄べきもの、——即ち惡魔の所爲、此世の榮耀、榮華、及び肉の惡欲。

(三) 彼等の信すべきものは、——即ち父なる神、子なる神、聖靈なる神。

而して今や吾人は吾人の實行すべきこと、即ち生涯神の聖旨に従ひ、其誠命を守ることを勤むること、就て論すべき場合に立至りぬ。

夫れ余が茲に論述せんと欲するところの十誠は、神と人とに對して、な

すへきことを明示せるものにて、主キリストは之を左の如く約言し給へり、爾心を盡し、精神を盡し、意を盡し、主なる爾の神を愛すべし、又己の如く爾の隣を愛すべし、と公會問答の中には、簡短にして且つ言にて説明し、神に對して爲す可き事、及び人に對して爲す可き事と云へり。

余は十誠に就て詳論する前に、其序文に就て一言し置ざるべからず、抑も此序文には吾人が最も記憶すべきものなれども、動もすれば忘るゝ所のもの即ち吾人が基督教徒として事を行ふときの正しき理由を記載せり、此理由は神か其十誠を示し給ひし時の最初の言中に記載せり、乃ち、我は汝の神エホバ、汝をエジプトの地、その奴隸たる家より導き出せし者なり、と告げ玉ひし後直に、汝、我の外何物をも神とする勿れ、(出廿〇二三)と示し玉へり。

抑も神がイスラエル人民に十誠を授け、之を守らしめ給ひし所以の理由は、果して何れの點に存するや、是彼は主乃ち獨一無二にして、永遠に

存在し給ふエホバなればなり、又彼等の神、彼等の屬する神にして諸善の源なる神なればなり、而して其證據たるや、神がイスラエル人をエジプトの地、其奴隸たる家より導き出し給ひし特別なる行爲によりて明瞭なり、斯の如く、彼等は其神に負ふところの恩義に對して感謝すべき情誼あるが故に、其賊命を遵奉し、其聖旨を悦ばせ奉ることを勵めざるべからざるなり。

夫れ神が吾人を導きて、己に事へしめんとなし給ふは前者と同一の理なれども、吾人に於ては是れよりも更に深き理あることを見るべし、前者は影にして後者は實物なり、抑も吾人が神に従ひ之に事へざるべからざる理由は、今も古と同様に神は主にして、吾人より奉事を受くべき絶對的の權威を有し、イエスキリストに由て願はれ玉ひし善良慈悲に富み玉ふ神なり、且つキリストとして其身を犠牲となし、罪と死の奴隸より吾人を贖はしめ給ひたればなり、使徒パウロ云く、爾曹は爾曹の屬

にあらず、蓋は爾曹は價をもて買れたる者なればなり、是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯すべし(哥前六〇十九、廿)と又公會問答の初めに吾人がキリストの肢、神の子、天國の嗣となりしことを罪惡を棄つ可き理由として明示せり、此れは吾人が善を行ふべき理由としても勧めたるものなり、乃ちキリストは己れに事へしめんとて己が血を以て我等を買ひ玉ひしが故なり、去ば吾人は神の子、キリストの肢、キリストの血によりて贖はれ神に事る爲に、聖靈の恩助を受たる者なれば、神と吾人の隣人、即ち同胞人類に對して盡すべき本分は如何なるものなるか、深く考察せざるべからず、吾人の守るべき本分を記せる十誠は、吾人の既に熟知するところなり、此誠たるや、固より其細目を擧れば夥多なりと雖ども、之を總括して論ずるは便益少からざるなり。

夫れ十誠は二枚の板に分れたり、救主は之を稱して第一の誠、第二の誠

と云給へり、始の四誠は神に對してなすべきことを記し、後の六誠は隣人に對してなすべきことを記せり、先づ神に對してなすべきことを記せる誠を逐一説述すべし。

(一) 第一誠は吾人が父と子と聖靈として、吾人に現れ給ふところの獨一なる眞神を自ら撰んで之に事へ、彼は實に吾人の神實に吾人の屬する神なることを記せる者なり、彼は凡ての人或は物の中にて我儕が最も愛すべき者なり、故に吾人は凡の人或は物よりも、朋友、金銀、快樂よりも、又己の生命よりも、優りて神を愛すべきなり、即ち心を盡し精神を盡し、意思を盡し、力を盡して之を愛す可し、されば爾我の外何物をも神とするなかれ、即ち我のみを神とす可し、外の物を神とす可らず。

(二) 第二誠には眞の神を拜すべきことに就ては記するところなし、何となれば是れ既に第一誠に命ぜしところなればなり、故に本誠には唯神を拜する方法に就きて命ずる也、第一誠には眞神のみを拜す可きこと

を命ぜしが、本誠には唯眞正の方法を以て彼を拜すべきことを命ずるなり、即ち神の肖像及び畫像の如き方法を用ふることなく、神は靈なれば唯靈と眞を以て拜すべき、(約四〇廿四)とを命ずるなり、汝己れの爲に上は天に在る者、下は地に在る者の形に似せて偶像を送り之に跪伏し事ふる勿れ、然せずして反てキリストに依て現はれ玉ふ神を拜し、彼に感謝を捧げ、全く彼を信用し之に依頼す可きなり、抑も本誠にて禁ずるところは、正からざる方法を以て神を拜することにして、其命ずる所は正しき方法を以て神を拜すること、乃ち唯一の仲保なる我儕の主イエスキリストに依れる靈の方法を以て神を拜することなり。

(三) 第三誠は吾人に啓示せられし神の名に關するものなり、即ち吾人が普通の談話中神を褻瀆する言語を用ひ、特に妄りに神の名を用ひ、又禮拜の時に心に敬神の心なくして猥りに神の名を唱ふる等の如き行爲を禁ずるなり、又神の聖言に對して、不敬の所爲ある可らざるをも禁

ずる也、夫れ神の聖言は、神の本性及神と吾人との關係を吾人に示すものなるが故に、眞實の意味より云へば、神の名と云ふも不可なるとなし、斯の如く本誠の精神は、談話の上に於ても、亦禮拜の時に、神の大なる聖名に對して尊敬を表し、其聖言を學ぶにも、祈禱を以て爲べきとを命ずるなり、故に「汝の神エホバの名を妄りに言勿れ」とは、本誠の儀文にして、汝の神の聖名と聖言を敬ふべし」とは、本誠の精神なり。誰にても本誠を讀むものは、恐くは本誠の末句に「エホバ」猥りに其の名を言ふものを罪なしとせざるなりとあるに感ずべし、夫れ神は預め人が本誠を破るとも之を些細のと思ふに至らんことを知玉へり、彼は惡口の爲又は神を輕侮して己の言を確めんが爲に、神の聖名を猥りに用るなり、人怪んで何故に斯く爲すやと問はれ、彼答て「斯く爲ことは何の惡しきことあらんやと云ん、是果して何の惡しきとなきか、是は神に對する尊敬を盡く失ふとにあらざや、故に斯の如き人は、他人に害を加

ふものゝみならず、又自ら己を傷ふものなり、去ば人は如何なる口實を設くるにもせよ、エホバは斯の如きものを「罪なしとせざるなり」と警戒し給へるなり。

(四) 第四誠は神に對して爲すべき事の中一週間に六日労働き一日安息すること命ずるもの也、本誠の説明として公會問答には唯「生涯忠實に服事することなり」と簡單に云たるのみなれども、其意味は甚だ深し、乃ち毎週六日の間は誠實にして正直なる職業を營み、又一日は聖日として職業を休み、以て神に事ふ可しと云ふの意味なり、

此は神に對して爲す可きことにして、救主は之を指て「第一にして大なる誠なり」と云給へり、主は又云給へり曰く「第二も亦之と同じ、即ち原理に於て第一誠に同じ、己の如く其隣を愛すべし」と、是より吾人は十誠の第二の板を考究すべきなり、抑も第一の板にある各誠は「我儕は心を盡し、精神を盡し、意を盡し、神を愛すべきとを命ずる如く、第二の板にある

各誠は「我儕が己の如く其隣を愛すべきことを命ずる也、嘗て主キリストは之が實際的の説明として、凡て人にせられんと思ふことは、汝又人にも其如く爲よ」と云玉へり、故に公會問答には「隣に對してなすべきことの中に此誠の説明として左の語を加へあるなり、乃ち隣に對して我が爲すべき事は己を愛する如くに人を愛し、己れ人にせられんと欲ふことは、之を人に爲すべし」。

二、以上論せし如く、若し己れを他人の地位に置き、他人より己れにせられんと思ふことを、其の如く人に爲すべしとの原理を應用して後の六誠を説明し、且之を守るとの大切なることを説述すべし。

(五) 第五誠は兩親及び之と同等の地位に立る者、即ち天皇、有司、教師、牧師主人たる者の義務及び子弟たるもの、義務を教ふるものなり、汝若し子たらば、汝の子女が汝に對して行はんとことを望む如く、父母に對して行ふべし、汝若し父母たらば、汝の父母が汝に向て行はんとことを望むが如

く子女に對して行ふべし。

(六) 第六誠は殺人罪を禁ずる也、即ち、行爲を以て人を害せず、心に恨み、憎む心を懷かずとの説明あり、汝は他人が汝を恨み、汝を害することあるを好まざるべし、又他人が汝に對して親切ならざること喜ばざらべし、去ば汝も亦慎みて、他人に害を加へず、又不親切の心を懷くことなく、汝の敵とも愛すべし。

(七) 第七誠は姦淫及び主キリストの説明し給へる如く、婦を見て色情を起す(太五〇廿八)とを禁ずるなり、去ば汝は斯の如き行をなさざる様注意し、汝若し本誠を遵奉せんと欲せば、汝の身も心も潔白くして放肆なることを慎むべし、而して常に心の清きものとなり、不潔なる書籍、思想、言語を用ること勿れ

(八) 第八誠は「盜む勿れ」と云にあり、汝は他人が汝に對して不正直なる行を爲とき痛く憤ることあり、然れば如何なる場合に於ても、他人が汝に

對して、正直ならんことを欲せる如く、汝も亦他人に對して斯く爲すべし、人と交るに眞實を盡すを以て汝が生涯中の主義となし、我手は偷盜まらずと云を以て汝が平生の行爲となすべし。

(九) 第九誠は「隣人につきて虚偽の證左を立る勿れ」と云にあり、是れ誠實なるべきを命ずるなり、乃ち「我口は罵り詐り譏ることをせず、言語を以て人を害せず、衆人に對して行に於る如く言にも愛を彰はすべし、汝は他人が汝の事に付て如何に語らん事を欲するや、汝も亦同じ精神にて他人の事を語るべし、而して生涯の間他人に對して不親切不誠實なる言語を用ふるなかれ。

(十) 第十誠は足るとを知て勵精し、他のものを貪らず、賭博の如きことを爲て大利を得んと企ることなく、自ら職業を勵みて生計を立つべきことを命ずる也、本誠は重に内の見へざる人、即ち心中の思想と願望に關する誠なれども、前述の原理を適用するを得るなり、汝若し他人の心意

を洞觀するを得て、彼が汝の財産を掠奪せんとの欲望あるを發見せば、此者に對して、厭惡の情を懷くに相違なかるべし、去ば汝も他人が汝に對して欲し望むとを想ひ、心中に於てすら斯の如き念慮を懷く勿れ、汝一切他人のものを貪る勿れ、有とを以て足りとせよ、蓋われ爾を去らず更に棄じと神云給ひたればなり、來十三〇五而して人神を有せば不足あるとなし。

以上説述せし如く、己の如く其隣を愛すべしと云る救主キリストの言は、十誠中第二の板の全部を包括す、故に使徒パウロ云へることあり、なんぢら互に愛を負のほか、凡の事を人に負こと勿れ、蓋人を愛せる者は律法を完全すればなり、それ奸淫する勿れ、殺す勿れ、竊む勿れ、妄の證を立る勿れ、貪る勿れと曰る、此餘なほ誠あるとも己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり、愛は隣を害はず、是故に愛は律法を完全す(羅十三〇八至十)。

三、余は既に吾人が十誠を守るべき理由はキリストが吾人を贖給ひし事實にあることを述べ又十誠の各條をも説明せり、余は今十誠の目的に就き一言すべし、抑も神は何故に此等の誠を吾人に與へ給ひしや、吾人若し神を愛し又我儕は神の屬なることを信せば、何故に神は此等の誠を守るべしと吾人に命じ玉へるや、此等の誠は神が壓制的に設けしものなるや、神は命令の權を有し又吾人は服従の義務あるが故に、神は此等の誠を以て吾人を束縛し給ふものなるや、曰く否、神は愛なり、故に神が吾人に對して爲し給ふことは、必ず其愛より出しものなり、故に神が吾人に律法を與ふる點に於ても、愛によりて爲し玉ふなり、去ば十誠の目的は吾人の幸福にあるや疑なし。

十誠の中何れの個條にせよ除ても可なるものありや、吾人は父母に對して尊敬を缺き、相互の間に親切を缺き、又操節、貞潔、正直、眞實、知足の徳なくして可なるや、試に此等の諸徳中其一を除けよ、さらば社會の幸福

は忽ち破壊せらるべし、若し人皆な此等の誠を守らば、世界の幸福夫れ如何ぞや、吾人若し此等の誠を守らば、吾人の幸福夫れ如何ぞや、然れども吾人を不幸に陥れ、又吾人をして其重荷に耐へざらしむるものは、唯「律法を犯すところの罪」なり。

四、余が進で茲に説述せんと欲することは、十誠に關する我聖公會の教は如何のことなり、夫れ十誠は毎安息日に會堂に於て會師、盜む勿れ、姦淫する勿れ、殺す勿れと一々分明に會衆の耳朶に貫徹する如く朗讀し、以て吾人の行ふべからざることを教示す、是も亦我等の感すべき禮拜中恭しく且つ感すべき部分なり、我儕之を聞き良心に責められて、神と戦ひ居ることを感覺することあり、然と雖も會堂に於て十誠を朗讀するは、皆に吾人に其犯せし罪を自覺せしむるのみに非ず、吾人は此を如何にすべきや、如何にせば之に勝得るやを教示せずして止むものにあらず、神の十誠が一誠毎に吾人の耳に響く時、吾人は懺悔と祈禱の言

を以て之に答ふべきことを教へらるゝ也、會師が「殺す勿れ」、「姦淫する勿れ」、「盜む勿れ」、云々と讀み終るや否や、神の民は聲を合て、「主よ我等を憐み此律法を守る心を與へ給へ」と答ふるなり、吾人は神の憐憫を祈る、何となれば吾人が懺悔する如く過去に於て神の律法を破りたればなり、而して吾人は今後再び之に違犯せざらんが爲に、此律法を守る心を與へ玉はんことを神に祈るなり、神は吾人の神にして、吾人の罪を贖ひ、而して吾人は其子なるが故に、吾人の祈禱を聞き給ふや必せり、そは此思想を以て十誡は告示されたればなり、罪を悔悟せる子女にして其慈父に叫ばし豈に効果なからんや、使徒ヨハネ曰く、「若し人罪を犯せば我儕の爲に父の前に保惠師あり、即ち義なるイエスキリスト、彼は我儕の罪の挽回の祭物なり、二約二〇一、二」と。

若しキリストによれる神と吾人との間の契約が、此律法を守れ、去は我子となりて生命を得ん、このことなりせば、吾人は到底生命を得るの望

なし、何となれば吾人は既に此律法を守らず又之を守りて生命を得ること能はざるものなればなり、去ど神は吾人に對して「爾曹は我子なり、我子として生き、且此律法を守れ」と云ひ玉ひしが故に、吾人はキリストに在りて與へられし生命を感謝し、吾人を己れの子と爲し玉ふ慈愛を賞め、其律法を守るを以て神を悦ばすなり、日夜此律法を守りて、其聖旨を悦ばせ奉らざるべからず、若し吾人屢過つが如く過つて此律法に違犯することあらば、吾人往て之を神に告げ過きし罪の赦宥を求め、今後恩助を與へ給はんことを祈るなり。

「主よ我等を憐み此律法を守る心を與へ給へ」、「主よ我等を憐み是等の律法を我等の心に銘し給はんことを希ひ奉る」。

第六章 祈禱

「主よ我儕に祈ることを教へ給へ」(路十一〇一)

吾人は教主の説明し給ひし十誡を思ひ、其中に總て禁ずる所及び命ずる所を考ふる時は、聖公會が教師の口を以て教ふる所、即ち吾人は天より特別なる恩寵を受るにあらざれば、此等の誡を守るとを得ずとの真理を悟り得るなり。

人多くは十誡を守らんと企つるも直ちに之を放棄す、彼等は云ふ、之を守るとは出来難きとなり、天下一人として之を守り得る者なし、之を守んとするは無益なることなりと、斯の如く彼は基督教徒の名を有し且其望をも有するが如く自ら思へども其實を失へるものなり、然れども或人は自ら神の子、天國の嗣なることを確信し、キリストの我が爲になし給ひし凡の事を感謝し、今尙我が爲に恩恵を與へ給ふことを信任し、忠實と熱心を以て精神を盡して神の律法を守り、其力の及ぶ限り之を實

行せんと決心するなり、此の如く決心する人は其決心の如く世を送らんとする初に當りて祈るならん、主よ我を助け我が主に事へまつらん爲に恩恵を與へ給へ」と、然るに今日此の如く祈る心を起せし人は、屢種々の反對説を聞くとあり、其説に曰く、祈禱の利益は何ぞや、祈禱は如何にして神の聖意を動し得るが、神は汝を助けんとて宇宙の定則を變更し給ふと想像するや、さらば何故に祈禱のために多くの時間を消費するや」と。

一、然らば吾人をして何故に吾人は祈禱をなすべきやとの疑問に答へしめよ。

(一) 夫れ何故に吾人は祈禱をなすべきやと云ば、是吾人の性質の一部分なればなり、吾人々類に優りて力ある者に祈禱するは吾人の天性なり、人俄かに危難に逢ふ時、彼は本心より「神よ我を助け給へ」と叫び出すなり、又人深き憂に沈み、他に慰を求むるの道なき時は、必ず神に向て之を

求むるなり、是れ基督教の内外を問はず、同一轍に出るものなり、夫の印度の自然神教徒チャンドーセンが心中の苦痛を記せる言に曰く、躰憊れ、心衰へ、精神又力なし、我如何にして我靈魂に打勝たんとて抵抗するところの内外の敵に向ふとを得るか、苦痛の極余は余が靈魂と謀りしに靈魂は分明にして感銘すべき言を以て答て曰く、汝若し救を得んと欲せば、祈禱せよ、唯祈禱せよ、神の外に誰も罪人を救ふと能はずと。

基督教徒なる學者コニングトン氏も明かに此疑問の困難を知りながら己が靈魂の答を記して曰く、余が思ふところによれば、如何なる事にも、余に苦痛を負しむるの價值あるものは、祈禱の題となすの價值あるものなり、余が來世に對する舉動は不平を鳴すよりも祈禱するは遙かに優れりと。

(二)吾人が祈禱をなすは、天性に依るのみならず、亦神の命令によるなり、思ふに吾人に祈禱をなすの天性あるは、是神が此の天性を賦與して吾

人に祈禱をなすべきとを命じ給ひし一證となる也、神は此方法を以て吾人に祈禱すべきとを命じ給へり、此外尙一の方法あり、即ち聖言を以て吾人が祈禱すべきとを命じ給へり、其言に曰く、絶えず祈るべし〔撒前五〇十七〕と、素より吾人聖書を以て神の默示なりと信ぜざる時は、此等の命ありと雖ども、何等の感動をも起さざるべし、然れども之を信ずる時は、斯る明白なる命令は總ての反對説を打消すに足るものなり、不信者は云へし、余は祈禱の利益を見ることが能はずと、然れども之に答へて左の如く云ば、不信者には満足を與へざるも汝に之にて充分なり、即ち祈禱をなすは神の命令なり、余は凡ての秘義を説明すること能はずとするも、汝よりも神を信任し、汝の反對説よりも聖書の教に従はんを欲す、縱令右の言は使徒パウロの言なりとするも、余は使徒パウロを以て汝よりも優れたる賢人なりと思考す、故に余は祈禱をなすべしと。

(三)吾人は祈禱すべし、何となれば吾人の模範たるイエスキリストは祈

禱し玉ひたれば也、聖徒ルカ記して曰く、當時イエス祈禱の爲に山に行て終夜神に祈れりと路六〇十二、吾人は彼が全き人にして眞の神なることを信ずるものなり、彼は人性に於て人たる職を盡し、全き模範を吾人に示さん爲に、如何なる人にも優りて、多くの時間を祈禱に費し給へり、キリストの祈禱は常に誠實なれば、神の之を聞き入れ玉ふことをも能く知り給へり、其言に曰く、我なんぢが恒に我に聽ことを知る」と、約十

一〇四十二、或人は云へり、祈禱によりて世人の夢想するよりも多くの事は成し得らるゝなり」と、然れどもキリストの祈禱は然らず、キリストは祈禱の勢力効果及び慰藉を熟知し給ひて、祈禱を爲し給へり、去ば吾人も彼に倣ひて祈禱すべきなり。

二、祈禱とは何ぞや。

(一) 祈禱とは子の父母を信ずる如き信任を以て、神は己れの祈を聽き、己に注意し己の益となることを行ひ給ふものなるを信じて、己れの心中

に有るところの心願を神に告るとなり、故にマルタとマリヤは使者を遣はし其兄弟の病狀をイエスに告て曰く、主の愛する者病めり(約十一〇三)と此れ正しく彼等がキリストの來りて助け給はんとを求むる祈なりき、之と均しく使徒パウロも吾人に勸めて曰く、何事をも思ひ煩ふ勿れ、唯毎事に祈禱をし、懇求をし、且感謝して、己が求める所を神に告よ(腓四〇六)と、蓋此事たるや、吾人の實驗に徴するも、能く吾人の心の懇望に適し、吾人の需要を神に告べきこと、神は必ず吾人を救助し給ふものなることを證し、縱令之れなしとするも、吾人の憂患を取除き、或は之を忍耐するところの力を與へ給ふものなることを教示するなり。

(二) 祈禱とは吾人及び他人に必要なる事物を指して神が之を與へ給はんことを求るとなり、主禱文の中に、我儕の日用の糧を今日も與へ給へ、我儕の罪を赦し給へ、云々の禱句の如き善き例はあることなし、固より此等の言たる皆にキリストが吾人に教へ給へる平易簡短なる禱句た

るが故に、吾は之に倣ひ、吾人の福祉に關する凡の事に就きて、斯の如く祈ることを得るなり、且キリストは之が應驗を吾人に約して曰く、「求まらば與られ、尋よ去ばあひ、門を叩よ然ば開かるゝことを得ん」(太七〇七)と、去ば吾人は日毎に如何なる時にも、又吾人の生路に横はる誘惑危險に遭逢する時にも、心中に神の現存を想起し、慎て神前に詣て、同時に神の狀態と、己の有様とを記憶し、其聖旨に従て、吾人の幸福となるべきものを與へ、吾人を助け給はんことを祈るべきなり、去ば其祈禱は決して無効に歸するとなかるべし、若し吾人斯の如く、非常なる場合に於て、必用なる事に就て祈らば、晝夜一切の必用なる事に付て尙ほ委しく祈るべきものなり、而して勞働、疲勞等によりて、決して此習慣を廢止する勿れ、何となれば吾人にして祈禱を怠るは信仰を棄つるの初歩なれば也。

(三) 感謝を爲ことは祈禱に欠くべからざることなり、前に腓利比書より引用せし、毎事に祈禱をし、懇求をし、且感謝して己が求る所を神に告よ

どの言の中に、且つ「感謝して」との言は、尤も肝要と認むべき者なり、吾人は實に神に近く毎に、神が我等を造り、我等を護り、此世のものを與へ、特にイエスキリストにより、世を贖ひて量なき愛を見はせしとを心より感謝せざる可らず、試に之を吾人の事と看做して考察せんに、茲に乞食或は吾人の子女ありて、常に吾人の許に來りて種々の必要なるものを乞ふとせよ、然るに彼等常に其不足を認ふるのみにして、決して吾人に對して、感謝することなくんば、吾人は之に對して如何なる感想を懷くべきか、固より吾人は彼等が斯の如き精神を有するを不快に感ずるや疑なし、故に神は吾人が感謝するに依りて喜を懷くを望み給ふなり、蓋し感謝は最も喜ふべき心性の一にして、神は其子女等が、仁愛、喜樂、平和を以て行ふことを好み給ふなり。

(四) 尙一の祈禱に必要なることは、崇拜を實行することなり、即ち神に向て請願せず、又感謝することなく、唯神を尊崇し、禮拜し、讚美することを

云ふ、是れ基督教徒の心中自然に生ずる所に於て、聖餐式文中に斯る頌歌あり、聖公會は古へより之に依て其感情を表彰せり、曰く、我等天使と天使の長及び天の會衆と共に、主の尊き聖名を敬崇め、常に主を頌贊て云はん、聖なる哉、聖なる哉、聖なる哉、萬軍の神、主の榮光天地に充てり、至高き主よ、主に榮光あらんことを。

天上き處には榮光神に在れ、地には平安、人には恩惠あれ、全能の父、天の王、主なる神よ、我等主を頌め、主を讚へ、主を拜み、主を崇め、主の大なる榮光の内へ感謝し奉る。

三、今や吾人は、祈禱の式文に就き、説述すべき順序に達しぬ、禱の式文は主キリスト自ら示し給へり、主は主禱文を弟子等に與へ玉ひし時、爾曹○斯く祈るべしと教へ給へり、然れども是必しも此祈禱の言辭のみを以て祈るべしとの意にあらずして、其祈禱の式文、順席及び精神に倣ふべしとの意なりしなり。

「天に在ます、我等の父よ云々、此主禱文中には、一句毎に祈禱の主意明示せらるゝを認むべし、例へば、先づ最初の「天に在ます」との言は、吾人の思想を高くして天に向はしめ、天地の主にて有ながら、心中に無限の慈愛に富める天の父に接近することを想起せしむるなり、又「天に在す我等の父よ」と唱るは、公會問答の中に記せる如く、諸の善きものを與へ給ふ天の父なる神に祈り、我と衆の人に恩惠を降し、玉はんことを願ふ意を示す、又「我儕」との言は、一己人として祈るのみに非ず、又社會の一部として吾人の爲のみならず、他人の爲にも祈るべきことを教ゆ、又「父即我儕の父」との言は、吾人がキリストに由て近くことを得るところの天の父は、慈悲恩愛に滿てる神なることを思ひ出さしめ、吾人が求ることを必ず受くると思ふに、善賜と信する様に獎勵する言なり、何となれば、我儕惡しきものなから、善賜を其子に與ふるを知る、まして天に在す爾曹の父は求る者に善物を與へざらんや、太七〇十一とあれば也、尙又請願の言に就きて注意すべき

は、最初三個の禱句は、共に神の榮光の彰はるゝとを祈ることに関する
ことにして、吾人が肉躰の事に就きて求むる前に、先づ「我儕と凡の人の
爲すべき如く、神を拜み、神に事へ、神に従ふとを得させ給はん」とを願ふ
べき也、即ち我と總ての人によりて、聖名を聖と爲しめ玉へ、又我と總て
の人の心中に主自から王となり給ひて、聖國を來らせ玉へ、又天使が天
に於て行ふが如く、我と地にあり總ての者、聖旨を行はしめ給へ」と願ふ
べき也、斯の如く神の榮光の爲に祈りて、而して後、靈魂と肉躰上に必要
なる總ての物即ち毎日の糧食、毎日の赦罪及凡ての罪惡より毎日救は
れんことを求めよと勧め給へり、斯の如く救主キリストは我儕各一個
人が己に必要なものを詳に神に具陳すべきとを吾に教え給へり、是
れ他なし、吾人に必要と思ふとあらば、神も其聖旨を動かし之を必要と
し玉はざるとなければなり、終りに「國も權も榮も世々に父のものなれ
ばなりアーメン」との句を以て此祈禱は結ばれたり、是始には「神の慈愛

と己の祈禱を聽き給ふとの確信を以て、祈禱を初しが故に、終りには神
の權威と吾人を助け給ふ權能とを表彰し、以て此祈禱を結べるなり。
四、祈禱の式文に次ぎて、吾人は信仰を以て祈ることに付き主キリスト
の言ひ玉ひしとを考究すべし、キリスト曰く、凡そ祈禱の時その求める所
のものは必ず得べしと信ぜば必ず得べし、可十一〇廿四と、聖徒ヤコブ
も之と同一なる教訓をなして曰く、爾曹の中もし智慧足ざる者あらば、
夫の答るとなく惜むことなくして衆人に予る神に求よ、然は與へられ
ん、然と疑ふことなく信して之を求むべし、疑ふ者は風に撼されて翻る
海の浪の如し、雅一〇五六
夫れ祈禱には信仰も伴なはざる可らざるとの例は、吾人之をヤコブ
が神の使即ち子なる神と角力せし古事の中に看出すとを得るなり、此
時子なる神は後に人躰を取り限りなく捨てざる前表として、一時人の
形を取り給ひしなり、而してヤコブ一人遣りしが、人ありて夜の明るま

で、之と角力す、其人夜明んとすれば、我をさらしめよといひければ、ヤコブいふ、汝われを祝せずはさらしめず、創卅二〇廿四至廿六と、斯の如く吾人も亦尊敬の心を以て、神よ、爾われを祝せずはさらしめずと云ふは、神の望み玉ふ所なり、之と同じ堅忍不撓の精神を以て、カナンの婦は其苦める娘に恩恵を施し玉はんとを疑はずして、キリストに願ひたり、キリストは沈黙し給ひしも、彼婦は沈黙せざりき、沈黙よりも更に失望すべき主の答を聞くも、彼婦は口を噤むとなく、キリストに叫びてキリストを信ずるとを止めざりき、最も苦々しく聞ゆる主の答を聞ても心を變ずるとなく、自から犬なりと告白し、尙之によりて慰藉と請願の理由を發見せり、キリスト曰く、見女のパンを取て犬に投與るは宜からずと、婦いひけるは、主よ然り、されど犬もその主人の膳より落る屑を食ふなり、遂にイエス答て曰けるは、婦よ爾の信仰は大なり、願の如く爾に成べし、(太十五〇廿一至廿九)、又聖徒パウロがコロサイ人に送れる書中に、己の

祈禱とエバフラスの祈禱を記せし時、其心中にヤコブが神と角力せし古事を記憶しつゝ、之を記せしならんと思はる(西一〇廿九、同四〇十二)、諸君の信仰は以上記述せし如き信仰なるか、諸君が祈る時に其祈禱は神と角力するか如き事あるか、將又諸君の祈禱は、サージェフ、バクストに喋々するのみにはあらざるか、忠勇なる基督教徒、サー、エフ、バクストに記して曰く、余は常に余が祈禱の聽かれ、又サージェフを與へられしことを確認す、固より願の儘に容されしには非ず、唯其大躰のみなりと雖も、余は願の儘に容さるゝことを望まざるなり、余は祈るときに我真正の幸、又神の聖意に適はゞとの言を加へることを常とす、斯の如くなるが故に、余は大小となく、凡の需要請願は皆悉く神に托す、余は何事をも思ひ煩ふ勿れ、唯毎事に祈禱をし、懇求をし且感謝して、己が求る所を神に告よとの勸を文字の儘に理會するものにして、此等の祈禱が、充分の應驗あることを確認せざるを得ずと、記憶せよ、此言を爲し人は英國の下院と人

民とを説破して、其帝國内より奴隸を解放し、今後女王の臣民は皆自由なりとのとを表白せし忠勇なる志士中の一人なることを、而して又彼は祈禱の中に我身を神に托せざれば、何事にても之を行ひ又語りしことなかりしと云ふ、余は信徒接手禮を受け基督教徒たることを公然と言顯はさんとする多くのの人々に多くの勧めをなせしが、余が就中勧めんと欲するものは祈ることなり、諸君は朝起る時も夜寝る時も祈れ、街を歩むときも業に就く時も歸宅するときも祈れ、諸君の心中惡念ある時に祈れ、諸君の心中惡欲入來る時に祈れ、營業を始めんとし又地位を得んとする時も祈れ、朋友と交はり始めんとする時も祈れ、諸君を害せんとする者と共にある時も祈れ、凡ての事何れの時に於ても神の啓導を求め絶へず祈る可し、固より諸君は祈禱の爲に夥多の時間を費すには及ばざれども多少の時間を設くる事は必要なり、場合によりては一片の辭一言の聲、隱微なる願望嗟歎さへ以て祈ることを得、何となれば神

は吾人に近く在し、其耳は聽くに速かにして、其手は吾人を助んとして吾人の傍にあり、乃ち我儕が呼ぶる前に答へ、我儕が語り終へざるに我儕の祈を聽き給ふ、吾人兎に角も一つの聽き給ひし所の祈を知るにあらずや、是れ弟子等が公會の代理として願ひし所のもの、乃ち主よ我等に祈ることを教へよとの祈なり、キリストは之を彼等に教え、又彼等に依て吾人にも之を教え給へり、吾人は既に祈禱の如何を知り、又祈禱に就きて神の吾人に約束し給ひし無量の祝福とを知る、吾人の經歷に由ば吾人は祈禱の人と云ふべきか、將た又た無祈禱の人と云ふ可き歟。

第七章 聖奠

「目に見ゆる外の徴證」(上)

前の數章に於て、余は信徒按手禮を受る準備として、基督教の要點に就き、公會問答の順序に従ひ、基督教徒とは何ぞや、彼は何を棄べきか、何を信すべきか、何を行ふべきか、又如何に祈るべきかを説述せり、而して今や此等の教義を包括するところの「恩恵を受る方法」、即ち聖奠を説述すべき場合に達しぬ。

夫れ神は吾人を教ゆるに、吾人の聽官のみならず、吾人の視官を以てし又口約のみによらず、印したる契約を以てし給ふ、吾人は後者を指して聖奠とは云ふなり、而して聖奠は唯二つのみにして即ち洗禮と聖餐是れなり、我聖公會は此聖奠の定義を下して左の如く云り曰く、

「聖奠は我等に賜ふ靈なる内の恩の目に見ゆる外の徴證なり、キリスト自ら之を立て此の恩を受る方法とし、又此恩を賜ふ證と爲し

給へり。

是より此の定義に就き説述すべし、此定義に由ば、聖奠に必要なこと三つあり。

- (一) 目に見ゆる外の徴證あるべきこと。
 - (二) 靈なる内の恩恵あるべきこと、而して目に見ゆる外の徴證は此の靈なる内の恩恵の徴證、又之を受けける方法、及び之を賜ふ證なり。
 - (三) キリスト自ら目に見ゆる外の徴證を立て給ふと必要なり、然らざば是れは靈なる恩恵を受くる方法、又之を賜ふ證となることを得ず。
- 第一と第二の外部及内部或は目に見ゆる外の徴證及び靈なる内の恩恵は聖奠の二つの区分なり、而して第三のキリスト之を立て玉ふに依りて此二者は合て一となり効力あるものなるなり。

第一に聖奠の二つの区分の中、靈なる内の恩恵を願はず目に見ゆる外の徴證に就て考究すべし、抑も吾人は靈の事を實驗すること難く、外部

の五官を以て或は觸れ或は味ひ或は視ると能はざるものを所持所有するを確めるは實に難きものなり、故に神は自ら捺印して、且保證せしどころの記號を以て、吾人の信仰を助け給ふなり、されば外部の記號にして内部實躰の記號と定められしとすれば、其物は内部の物に相似て自然に其の實躰を表彰し、指示し、描出するものにして、凡の人の理會し易き譬ならざるべからず、恰も此の如く、洗禮の水と聖餐のパンと葡萄酒は此意に適する徴證なり、夫れ水を以て身躰に注ぐは、是れ汚垢を洗除せんが爲にあらすや、洗禮の靈の意義は、是れ罪惡を洗除する爲めにあらすや、アナニヤサウロに告て曰く、起ちて主の名を頌、洗禮を受けて其罪を滌去そとをべし、使徒二二〇一六と、ノツチンハムの聖マリヤ會堂の洗禮盤に彫めるギリシヤ語の銘あり、是れ此處に於て定まれる禮式の内外の意義を顯はすもの也、其銘に曰く、管に汝の顔のみならず汝の罪をも洗へと、罪の赦宥と洗滌とを表示する目に見ゆる外の徴證として

水にて洗ふより他に適當なるものあらんや。

又聖餐のパンと葡萄酒も悟り易く又其眞意を表示するものなり、夫れパンと葡萄酒の用は何ぞや、是れ吾人を養ひ、吾人を保ち、吾人に力を與へ、吾人を快活ならしむるものにあらすや、聖餐の靈の利益は何ぞや、是れ吾人の靈魂に力を與へ、元氣を鼓舞するものにあらすや、然らば此等の徴證は悟り易く、又其の意に適する故に、尤も善き徴證なり、故に此等は公會問答の中に、靈なる内の恩の目に見ゆる外の徴證なりと記せる如く恩寵の記號として定められたり、恩とは何ぞや、神の恩は、吾人の功勞の報酬にあらすして、價なしに與へらるゝ神の恩なり、其恩の中最上なる賜は、罪人に赦宥を與へ、且罪の赦を得たる人に力と慰を與へ給ふことなり。

抑も此恩を眞心より受けんと欲する人々に、神は主イエスキリストに由て價なしに罪の赦と力を與へ給ふことは福音の主眼にして、之を信

受するところのものには、最も喜ぶべき音オウソウなり、然り而して新約聖書中にはあらゆる言を以て、此等を記述しぬ、凡の人の理解し易く、洗禮と聖餐の聖奠に於て財産讓渡狀の如く印せし者なり。

第二に基督自ら此の徴證を以て靈なる内の恩を受る方法と之を賜ふ證として立て給ひしことを考究すべし、固より水或はパン或は葡萄酒の如きものは、其性質に従て有するもの、外、何をも與ふること能はざれどもキリスト自ら之を以て其賜の管と定め玉ひしとせば、吾人は之を以て其用に適せずと云ふこと能はざるなり、固より吾人は、靈物が可見物によりて與へらるゝ所以を解し難からん、然れども實際凡ての靈物は可見物によりて與へらるゝなり、例へば文章の如き、談話の如き、警戒約束の如き、或は吾人を感じしめ、其事實を認識せしめ、之を導く所の辯論推理の如きは皆外面的のものなり、是等は斯く目に觸るゝものに有らざれども、五官の何れかの作用によりて覺知することを得るもの

なり、故にキリストは洗禮の水と聖餐のパンと葡萄酒を以て、固より此等は唯水たりパンたり、葡萄酒たるに過すと雖ども、恩を受る方法となし、宜しきに合ひて之を受るものは、必ず其恩を受るの徴證となし給へり、蓋此等の徴證と方法が斯の如き効力を有する所以のものは、唯恩の泉源なるキリストによりて制定せられしに依るのみなりと熟知せざるべからず、水を受る掛樋は吾人に水を與ふる器なり、然れども其掛樋其物は水を與ふるに非ず、唯水源より吾人に水を送る方法に過ぎず、是れ掛樋を支配する人に依て其器とせられ、始めて水を送ることを得るものなり、斯の如く洗禮の水或は聖餐のパンと葡萄酒も、凡の恩寵の主なるイエスキリストに由て、其目的を達する所の器に定られ、初めて恩の方法となるものなり。

又財産讓渡の如きは、是れ一人の財産を他人に讓渡すところの方法なり、何となれば、國の法律に於て此の如く定められたればなり、固より此讓渡

状たるや、財産其物と異なり、然れども之を表示し、之を一人より他人に譲渡すの効力を有するもの也、斯の如く洗禮の水もキリストの定めによりて罪を悔い改むる信徒に、其罪の洗除せらるゝ恩を傳ふるものなり、又聖餐のパンと葡萄酒は實際にキリストの肉と血との言の中に含蓄する所の恩を、彼に傳ふるものなり、次章には之に就き詳説する所あるべし。

右に記せる恩を傳達する方法の中には吾人が説明と了解の達し及ばざる深意存するならん、然れども吾人若し神の恩は奇異なる方法に由るよりも、寧ろ普通の方法によりて吾人の靈魂上に降るものとせば、悔改は其恩を受くる準備にして信仰は之を實際に得るところの能力なり、而して聖奠はキリストが十字架に釘られ給ひし事、又吾人に與へられしことを表示し、吾人を勵まして罪を悔悟せしめ、信仰を盛ならしめ、且神が常に種々の方法を以て吾人に與えんと望み給へる恩を受け得

べき力を與ふるものなり。

夫れ然り、然りと雖聖奠の目に見ゆる外の徴證は、たゞに恩を受る方法たるのみならず、又之を賜ふ證たるものなり、夫れ徴は吾人の目撃し得べきものにして、其顯はすどろの眞實なるを保證するものなり、例へば婚姻の指環の如きは是れ一の徴にして、結婚の事實を證するものなり、故に如何なる婦人にて婚姻の指環を見て、己の結婚を疑ふものあることなし。

吾人は神が吾人を愛し、又キリストにありて一つたるとに就きて、神の保證を受るの必要あり、何となれば吾人は甚だ疑念深き者たればなり、蓋罪は吾人をして神の慈愛に就てさへも、疑惑を懐かしむるに至らしめしなり、故に吾人は屢神の子は眞實に人間となりしや、彼は眞に肉身にありて死せしや、彼は吾人の爲に死せしや、吾人は眞にキリストの功績、所業、苦死、復活、昇天を以て救ひとし、吾物とし得べきか等の疑問を起

すことあり、之を以て、聖餐の聖奠に於ては、吾人の要するところの徴證あり、即ちキリストの定め給ひし簡單なる禮式にしてキリストの定に従て傳來せしものなり、裂れしキリストの身を代表して裂く所のパンあり、流されしキリストの血を代表して注ぐ所の葡萄酒あり、而して神の聖名により各に向つて、願くは汝の爲に與へ給ひし主イエスキリストの身は汝の身軀と靈魂を終始なき生命に到るまで守り給はんことを、汝之を取て食し汝の爲に死に給ひし事を記憶し信仰を以て心の中にキリストを食ひて感謝せよと云ふ會師あり、蓋世にキリストが肉軀をとり、人となり、吾人全人類の爲に其身を犠き、其血を流し給ひしを保證する此禮式の如く強大なるものはあらざるなり。

尙此他に公會問答の中に吾人の注意すべき言あり、問、聖餐の外の徴證は如何答、パンと葡萄酒なり、主之を領くべしと命じ給へり、而て其命令は太廿六〇廿六至廿九可十四〇廿二至廿五、加廿二〇十九廿、哥前十一

〇廿三至卅四に明記せり、然るに何故に聖公會に於ては特別にパンと葡萄酒の如き目に見へる外の徴證に關するキリストの命令に就きて、重きを置くやと考ふるに、是れ正しく聖奠を行はざる人々の反對説を説破せるなり、世に凡て此等の命令を以て精神的の者となし、却て目に見ゆる外の徴證によらずとも、キリストによりて養はれ、彼と一致するを得ると思惟するものあり、又吾人の觀察には基督教徒の生涯を送る人々にして種々の理由によりて、聖餐に陪することを憚かるものあり、然れども吾人は宜しく主キリストが「パンと葡萄酒を領く可し」と命じ給へることを記憶せざるべからず、故に諸君は特に信徒接手禮を受け生命終る迄欠なく聖餐式に陪する人たらざるべからず、信徒接手禮は聖餐式に預る段階なり、故に若し此好機を失せば、一生涯の間、此程の好き時機なかるべし、主キリストは之を守るべきことを命じ給へり、其王命は充分に忠臣の方針となり、主説諭は充分に彼を愛する信徒の喜で服従

する所となるべし、去は諸君種々の障碍に逢ふことあるも、之に打勝ざるべからず、世豈に基督教徒の打勝ち難き障碍あらんや、若し諸君の罪惡諸君を妨害せば、速かに之を放棄せよ、是れ諸君の靈魂と救主を放棄するに勝れり、若し疑團ありて心穩然ならざる時は、教師の許に至りて之が扶助を求むべし、兎にも角にもキリストの命令なれば、之に従ふ事を決心すべし、然らば障りも疑も消去るべし。

第八章 聖奠

「靈なる内の恩寵」(下)

聖奠に就る聖公會の定義は左の如し、聖奠は我等に賜ふ靈なる内の恩の目に見ゆる外の徴證なり、キリスト自ら之を立て、此恩を受ける方法とし、又此の恩を賜ふ證となし給へり、前章に於て余は聖奠の目に見ゆる外の徴證、及びキリストの之を立て給ひて、靈なる内の恩を受ける方法とし、又其恩を賜ふ證とし給ひし事に就き説述せしが、今聖奠なる聖餐の一部、即ち我儕に與へらるゝ靈なる内の恩に就きて考究すべし。抑も此問題たるや、今日迄爭論の絶ざる所なれども、公會問答の中には數語を以て能く其要點を顯はせり。故に其説明に従ふ時は、多くの困難を逃るゝことを得べし、此事に付二つの問と答あり、曰く、問聖餐に於て内の部分即ち、此徴證の指し示すものは何ぞや。答キリストの身と血なり、聖餐に於て信する者靈にて眞實に之を受ける

なり。

問「聖餐に與かるに依て得る所は如何。」

答「我儕の靈魂キリストの身と血の培養を受て健かになることなり、我儕の肉躰パンと葡萄酒の培養を受けて健かになるが如し。」

一、先づ始に余は讀者諸君が右に記せる「キリストの身と血」とは、前章に説述せし何かの「靈なる内のもの」を表示するものなることを記憶せられんことを希望す、さて聖餐とは「靈なる内の恩の目に見ゆる外の徴證」なり、然り、聖餐の「目に見る外の徴證」は吾人の目撃し、感覺し、手に觸れ、又之によりて肉躰を養ふことを得る、パンと葡萄酒なり、而して又「靈なる内の恩」とは、我儕の靈魂を養ふキリストの身と血なり、然りと雖も如何なる理由によりて、身と血即ち此等の目に見ゆる外の物質のみ、能く靈なる内ものを表示するとを得るか、又靈なる意味に於てのみ受けし者なれば、何故に聖公會に於ては「信する者靈にて眞實にキリストの身

と血を受るなり」と記せしや、注意して此等の言を考察するとき、此世に於て之よりも十分なる言なかるべし、且つ右の要點はキリストの身と血は如何なる者なるかに非らずして、吾人に對して其身と血とは何を表示し、又聖餐に於て此等は如何なるものを吾人に傳達するやとの事なりとす。

夫れ「キリストの身と血」との言は、吾人に對して限りなき神の子肉躰をとり、人となり、人として生き、人として十字架の上に死し、其寶血を灑き給ひしことをあらはす言なり、且又キリストの其身と血を吾人に與へんと云ひ玉ふは、乃ち人と成しこと、其生涯、其苦死、其復活、其昇天、を以てなし玉ひし凡ての業より出る恩を與へ給ふ事なり、此より外適當に顯はす言なし。

加之、人もし何故に、聖公會に於ては「聖餐に於て信する者靈にて眞實にキリストの身と血を受るなり」と云が如き強き言を用ゆるやと問はれ、

之に對する答と説明は、是れ「キリストの身と血」の最も高尙にして最も眞實なる意味なりと云ふの外なきなり、即ち救主自ら「我肉は眞の食物なり」(約六〇五十五)又「我は眞の葡萄樹なり」(約十五〇一)と宣ひし如く、聖公會に於ても亦信ずる者靈にて、眞實に即ち最も高尙にして最も眞實なる意味に於て「キリストの身と血」を受くるなりと云なり、若し之を以て「キリストの現實の身、即ち其肉と血とを飲食すること」とすれば、或は是れ「キリストを受ること」ならんも、そは決して眞實に「キリストを受ること」にはあらず、唯其形骸を受るのみして、靈にて眞實に彼を受ることにはあざざるなり、蓋し靈魂は理會力、愛情、良心等によりて得たるものによりてのみ養はるゝものにして、決して現實の肉と血とに由りて養はるゝものにはあざざればなり。

聖公會に於ては聖餐の時に信する者靈にて受るところの食物、即ち最も高尙にして靈なる食物有りと認む、救主「キリストも亦斯く認め給ふ、

何となれば若し聖餐が唯主の死を記憶するに過ぎざるものなりせば、キリストは「我を記憶せん爲に此壁たるパンを食へ」、「我を記憶せん爲に此杯を飲めよ」と云を以て充分なりとし、更に語勢を強くして、「此は我身也」此は我血也との言を加ふるの必要あざざりしなるべし、然り而して此等の言は一千八百餘年前に十字架に釘られし現實の主の身と血を指せるにあざざるとするも、成るべく高尙なる意味ありとせざる可らず、パンと葡萄酒とは信する者に對して靈の意味に於て眞實に「キリストの身と血となり、其は吾人の爲に生き、吾人の爲に死し」ところの「キリストを吾人に表示傳達し、吾人の理會力を啓發し、愛情を惹起し、安心せしむるものなればなり。

二、前述の議論は次の問答によりて、尙一層明白に教示せらる。

問、「聖餐に與かるに依て得る所は如何」。

答、「我儕の靈魂「キリストの身と血の培養」を受けて健かなるとなり、我儕

のからだパンと葡萄酒の培養を受けて健かになるが如し。去ば其益は我儕の靈魂の培養を受けて健かになるとなり、靈魂の健康ならんが爲には、靈なる食物を要す、而して茲に其靈なる食物は、キリストの身と血なり」と云へり、是れ決して魔術にはあらず、夫れ人は靈魂は唯聖卓の下に來りて、パンの一片と葡萄酒の一滴とを飲食するのみに依りて、神に養ふるものには非ず、固より靈魂は肉躰と同じく養はるべきものにして、其食物と之を受け之を消化せしむる所の力を有し、又饑渴を感じるものなり、以下に於て靈魂の聖餐によりて養はるゝ所以を陳述すべし。

夫れ聖餐は「キリスト犧牲となりて死に給ひしこと」と、之はよりて領る恩澤とを常に記憶せしめんが爲に立られたり、吾人が聖卓に近く時に最も考ふべきことは「キリスト犧牲となりて死に給ひしこと」也、嘗に「キリストの死し給ひしこと」のみならず、其身を獻けて犧牲となし、萬民の罪

を全く購ひ、之に由て我ら罪の赦免を得て、天國の福祉に與かるは唯之に依るのみなることを考へざるべからず、是れ聖餐式中に於て明了に吾人に示さるゝところにして、其式中吾人の眼前に於て、パンを擘き、葡萄酒を注ぎ、イエスキリストの十字架に釘けられ給ひしことを明かに、吾人の目前に顯はされ、又吾人が此犧牲を飲食すべきことを勧めらる、固より吾人は常に此事を心裡に銘刻するは當然なれども、此時は自ら現にカルバリ山に在が如く思惟せざるべからず、視よパンと葡萄酒は斯く眼前に備へられ左の如き言が吾人の耳朶に響く時は、果して如何なる感想をか惹起するぞ。

「天の父、全能の神よ、深き憐恤によりて、我らを救はんが爲唯一の聖子イエスキリストを與へて十字架の上に死せしめ給へり、又聖子イエスは唯一たび其身を獻げて犧牲となし、萬民の罪を全く贖ひ、且其貴き死を記念する式を建て、再び來る迄常に此を行へ」と福音の中に命し給へり

憐恤深き父よ、我儕の祈禱を聞給はんとを希ひ奉る、我儕今救主イエスキリストの死と苦を記念し、其所定に從ひ、父の恩賜なる此のパンと葡萄酒を領けて、キリストの尊き身と血に與かるとを得させ給へ、主イエス付さるゝ晩にパンをとり、謝して後これを擘き、弟子に與へて曰たまひけるは、取りて食せよ、これは汝等の爲に與ふる我身なり、汝等之をなして我を記念せよ、又食し後杯を執りて謝し、彼等に與へて曰給ひけるは、汝等皆此杯より飲め、是は新約の我血にして罪を赦さんとして汝等及び多の人の爲に流すところのものなり、汝等之をなして飲む毎に我を記念せよ。

パンと葡萄酒を眼前に見、此等の言を聽く時、吾人の心裡に起るところの感想は或は左の如きものならんか。

「神の終始なき聖子、眞の神よりの眞の神、人と成り、生き、又死に、十字架の上に奴隸の死を遂げ、聖手に釘うたれ、嘲けらんとて被らせられたる刑

棘の冕に依り神たる彼の額より血は流れ、其全生と全身痛く苦み、我神我神、何ぞ我を捨給ふやと叫び給へり、凡て此等是我儕罪人の爲になし、又我儕の猶ほ罪人たりし時になし給へり、蓋キリストは我儕の罪人たる時われらの爲に死し給へばなり、神は之によりて其愛を彰し給へり、我儕は各此悲劇に與るものにて、我儕の罪はキリストの頭上に荆棘の冠を頂かしめ、其聖手足に釘をうちたり、然して各此救の喜ばしき結果に與かるは、惟罪人たるに依るなり、蓋キリストは罪人の爲に死に給ひたればなり。」

斯の如き價值ありて其身を獻けて犠牲となし、萬民の罪を贖ひ玉ひし者が、我一人の爲めにも斯く爲し玉ひしことは、思想を養ふ糧にして十字架の前に伏して悔い改めしめ、又信仰を興さしむるものなり、キリストハ果して萬民の爲に死せしなれば、又我が爲にも死せしなり、噫我は此の事實を確信し、此利益を享受し、又此キリストの身と血の犠牲を己

の有とせんを欲する也、是等はこれキリストを求る靈魂の食物、即ちキリストが満足せしめんと約束し給し心の饑渴なり。
 式進み、願くば汝の爲に與へ給ひし主イエスキリストの身、汝の爲に流し給ひし主イエスキリストの血、汝の身軀と靈魂を終始なき生命に至る迄守り給はんを、どの感ず可き言が各人の耳に繰返さしとを聞き目を擧げて此言を云ひつゝ、神の命に従ひて、パンと葡萄酒を各人に與える教師を見る時、彼は其渴望せる如く、各人が「キリストの身と血とを領け得る」とを聞き、他人と共に己れも之を領け得べきことを信じ、信仰によりて之を執り、キリストを食ふなり、爰に於てか、吾人の肉身がパンと葡萄酒の培養をうけて健かになる如く、吾人の靈魂も亦キリストの身と血の培養をうけて健かになるなり、又腓肉は必要にして又領け得べき養、即ちパンと葡萄酒を領け得らるゝ様に之を領けるものなり、靈魂も亦同じく其必要にして又領け得べき靈なる養を領け得らるゝ様に

に即ち信仰に依りて領るなり。
 抑も信仰ある陪養者が受るところの靈なる培養とは果して如何なるものを指か。

若し陪養者の心中にキリストを吾有と爲し得べきやとの疑あらば、キリストは彼が此世界に二人となき者の如くして、彼に信用を起さしめ、安心を得せしむる様に己を與えんとし玉ふ者なるを思ひ出すべし、或は又己の如き大罪人は救はるゝの望なしとの恐あらば、キリストは万民の罪を購ふ犠牲にして、又凡の罪人の爲に挽回の祭物となりて死し給ひしことなれば、固より彼一人の罪の爲にも犠牲となり、罪人なる彼一人の爲にも挽回の祭物となり給ひしことを明示せらるゝことを考ふべし、或は唯一人居りて微弱にして、其心中に蟠屈するところの罪惡と戦ひ、之に勝つこと能はざるときは、此大禮によりてキリスト彼の許に來りて彼の中に住み、彼はキリストと一となり、キリストも亦彼と一

となり給ふことを考ふべし、或は未だ其氣鬱して基督教徒の保つべき平安と喜樂を有せず、キリストの己に近く在すこと、其己の主なることを實驗すること能はざるときは、キリストは彼に近く、其靈魂の中に在して、彼を喜しめ、健康ならしめ、且之を慰め給ふことを保證せらるゝことを思ひ出すべし、斯の如く聖餐に與かるに依りて得る所は乃ち我儕の肉體、パンと葡萄酒の培養を領けて健かになる如く、我儕の靈魂キリストの身と血の培養を領けて健かになるなり。

以上論せし如く、聖餐の聖莫は、飲食の比喩によりて吾人の靈魂の中にキリストを受ることを示すものなり、蓋人饑渴を感ずることなくんば飲食することなかるべし、去ば吾人が聖餐に列する時には、饑渴ウカく如くキリストを景慕するは、尤も必要なり、是れは啻に其救宥を求るのみならず、其形に像られんが爲め也、是れ人の有するところの最も高尚なる願望なり、又其本質高尚なる者なれば、其願望を達せされば、満足する能

はざるものにして、天下の万事一として之れに比すべきものなし、吾人若し純潔、善良、高貴なる者となりて、神と樂まんとして、飢渴ウカく如く、神を景慕し、其像に似ん事を求むるならば、此世は是れ吾人を満足せしむる場處には非ざるなり、然れども斯の如きの饑渴の念を吾人に起さしむるものは果して誰なるか、是れ固より神の賜なれども、神は或る律法によりて之を吾人に與へ給ふなり、試に看よ、吾人日常の食欲は何によりて生ずるや、啻に食物に就て思考し、又之を切望すること、此のみよりて生ずるものにあらざり、一切食欲に就て考ふることなく、勤勉、力行、其作業を勵む時には、時に至りて必ず食欲は發するものなり。

吾人若し基督教徒ならんに、饑渴ウカく如くキリストを慕ふ心の薄きか、然らば基督教徒として爲すべき目前の義務を力の有らん限り之を盡す可じ、且つ熱心なる祈禱を獻げ、万事皆キリストの爲に之を行ふとの精神を以て、其日常の職業を勵むべし、若し斯の如くして一日たりとも送

りたらんには、卿等は必ず直にキリストの赦宥、扶助キリスト自身の必要を感ずるに至る、果して卿等饑渴く如くキリストを欽慕するに至り、且つ饑渴は満足せしむべき方法を自然に求むるものなり、此の如く靈魂饑渴は唯キリストの身と血によりてのみ、満足を得べきものなり。

第九章 自省

「人自ら省みて後そのパンを食し其の杯を飲むべし。」

(哥前十一〇廿八)

「人皆監督を要す」とは人の能用ふる諺にして、云よりも愈りて之が例を見るとの多きを感じずる也、抑も人は己れに代りて其事業を他人に監督せしめ、而して己も亦其監督者を監督す、而して彼等各自ら出納を帳簿に記入す、然れども時々之を監督者に差出して其検査を請ふ也、是其計算に錯誤なきを保せしめんが爲なり、彼等又其家産を信用ある者に托し、家内の萬事正直に整理せらるゝとを疑はず、然れども彼等は少とも一年に一回は、其家産を審査し、其取扱ひたる事務の實況を調ぶるなり、是れ他なし、其人其業務の實況を調査するを怠り、決算をなさず、貨物を調査せざれば、錯誤生じ、失錯次ぎ、詐欺其間に行はれ、遂に僅少なる損耗も變して大なる損失となり、縱令其人自ら繁榮なりと思ふ時と雖ど

も、忽ちに全く破産するに至るべければなり。

夫れ世俗の事業に於てすら、斯の如く監督するの必要ありとせば、况や心靈的事業に於てをや、若し吾人の所有する貨物に於ての必要審査ありとせば、况や吾人自身に於てをや、然ども此自省實に稀れならずや、コリリツヂ、自省の手引と題する書中に左の如く云り曰く、家庭に住せよとは賢人の助言なりと、是れ蓋人己れ自身と偕に住すべきを指して云へるなり、人多くは人より助言さるゝも、時々自身を己が家庭に訪問するを怠る也、然れども斯く爲すと(自省を云)は人間の有する能力中最も高尚なるものなり、固より自省即ち自身が自身を監督すると云は、是れ逆説にして解し難き者なれども、或る人の云へる、人若し自身を自身の上に置くこと能はざれば、如何に賤劣なるものぞとの言は、能く真相を穿ちし言と云ふべし。

先に引用せし使徒パウロの言の中にも、斯く吾人の自ら省み自ら守り、

己が立脚の地と、其進路の如何を査察すべきを教へたり、パウロは人々の格別に自ら省むべきを教へしは、聖餐を領んとするの時なり、而して余は公會問答中に記せる如く、聖公會が此の聖餐に就て教示せし最後の教訓を以て此の信徒按手禮に關する所論を結はんと欲す。

問、聖餐に與かる人に必要なることは何ぞや。

答、自ら省察して左の如く糺すことなり。

「過きし罪を眞實に悔み、行爲を改悛することを決心するや否や」。

「キリストの死を心に感謝し、キリストに因て賜はる神の憐恤をまこと信ずるや否や」。

「總ての人を愛する心ありや否や」。

夫れ自省のことたるや、其意義甚だ廣汎にして、吾人の胸中に奥深く潜伏せる罪を斷えず考慮し、如何なる忌むべき事を發見するも逡巡せず、却て根本まで搜索し、神に言ひ顯はすことに付き委しく説述するは此

一篇の能く盡し得べき所にあらず、然れども余は是の事に付き成る可く大體と細密なる所を併せて茲に略述せんと欲する也、使徒パウロの言に由ば、自省すべき事は聖餐に陪する前に爲べきとを余は既に語れり、斯の如く自省の時を定むるは有益なり、其は自省は吾人の猶豫し易ければなり、彼又極言して曰く、なんぢら信仰に居や否や、自ら省み自ら試むべし、爾曹もし棄らるゝものならずは、イエスキリスト爾曹の中に在り、之を自ら知ざらんや、哥後十三〇五と。

一、公會問答の中に記せる聖公會の教訓は、自省のことを論ずるの手引となるものにして、其中に基督教徒の品性に必要なる三ヶ條の事に就て自ら省るべきことを教えたり、故に其順序に従ひ論述すべし。

(一)「過ぎし罪を眞實に悔み、行爲を改悛むることを決心するや否や」。

罪とは常に吾人の爲べからざることを爲せし罪のみならず、爲すべきことを爲ざる罪をも含めるなり、吾人が心を盡し神を敬ひ神に従ふ事

は當然なりと記憶すべし、然れども云ふべき事を言はず、爲すべき事を爲ざりしとありしは幾回ぞや、又惡謀、惡言、惡行をなしたりしことをも想ひ起すならん。

今吾人假に自省すると假定せよ、機會あるものは己の密室に入り、戸を閉て、獨り神と偕に在るべき暇を作らざるべからず、若し斯の如き閑靜なる場所を有せざるものは、自ら勉て市街を歩行し、或は田舎に在るの時、或は諸人の參拜に供せる會堂に於て、其好機會を窺はざるべからず、斯の如き時には、眼を閉ぢ凡ての惡念雜慮を遠け、唯己の靈魂と救主なる神をのみ専念し、出來得べくば跪き、謙遜なる心にて、左の如く祈るべきなり。

「全能の神よ、一般の人の心事は主に露れ、一般の欲望は主に知られ、一般の密事は主にかくるゝことなし、主は我を見、我が歩むをも、我が臥すをも探り出し、我諸の途を知り給へり、去ば主よ、我を助け、主の我を見玉ふ

如く自己を見、主の知り給ふ如く自己が罪を知り、主の望み給ふ如く自己が罪を悲むを得せ給へ、そは一人の罪ある人悔改なば、主の御前に喜あればなりと、斯の如く御前に咫尺し、其恩助を以て、神に對して爲べき事と隣に對して爲べき事に區別して説明せし十誠に一々己が言行を對照し、不虔、不敬、薄情、不操節、不正、不實、懶惰、私欲、其他如何なる罪にても、吾人の陥り易き罪を指摘して之を赤裸にし之を熟視すべし、又從來の遁辭をも廢すべし、唯神と良心の命に従ひ、心隠かに、我は他の罪惡の如く、此罪をも亦全く悔改めたるか、我は罪惡をすて、新なる生涯を送るの決心あるかと自問せば、吾人之に答ると易かるべし。

(二)次に吾人が自ら省むべき點は、キリストの死を心に感謝し、キリストに因て賜はる神の憐恤をまことに信ずるや否やとの是なり。吾人若し悔改るの心少なきか或は皆無なれば、其信仰も亦必らず少なるべし、或は皆無なるべし、吾人若し罪惡を重荷とせず、又は之を憂る

どなく、不從順によりて、キリストの心を痛ましめしことを恐れざれば、又信仰によりて、キリストに依頼し、之によりて安心するの希望もあらざるべし、然れども吾人、行爲を改悛むることを決心し、キリストによりて賜る神の憐恤をまことに信ずることを得るとの教旨は大に奨勵となるものなり、夫れ吾人が信仰を有するや否や自ら試むべき教訓は、吾人をして信仰を有するに至らしむる端緒なり、何となれば吾人を最も能く教へ得る人は、吾人が斯く信ずることを望むが故に、況して神は其憐恤により吾人が彼に信頼するを望み給ふや疑なければなり、故に吾人は恐怖の中にも信仰を保ち、主よ、我信ず、我信なきを助け給へ、と云ふべきなり、此の如く歩一歩づゝ己を省ることは、神がキリストによりて吾人の爲になし給ひし大業に就き、真心を以て神を讚美し、尙又己を救はんとなし給ふことに就き、活る信仰を以て神に信頼するに至らしむる也、吾人又生死をキリストに托し、彼に信頼して罪の赦免、平安、勇氣、永

生を得るものなるや否を知ることを得るに至るべきなり。

(三) 基督教徒の品性に就き、吾人が第三に試むべき點は、凡の人を愛する心ありや否や、即ち吾人は己が他人より罪を赦され、愛せらるゝを望む如く、己は他人の罪を赦し、且之を愛するや否やとのこと是れなり、此問たるや、吾人自ら確然判定を得べきものなれども、吾人若し自ら正からされば、正當の判断を爲すと能はざるなり、余は嘗て或人が「然り、我は彼の罪を赦すべし、然れども此事あるや決して忘却すること能はず、余は此の如き者と再び偕に事を爲すと能はず」と云を聞けり、然れども此言を主禱文中の「我儕に罪を犯すものを我儕赦す如く、我儕の罪をも赦し給へ」との言と比較せば、自ら其心に赦罪の念なきを悟るべし、若し神にして、我は彼等を赦ん、然れども我は再び彼等と偕に何事をも爲すこと能はじ」と宣ひなば、其結果果して如何ぞや。

(四) 夫れ自省は吾人が基督教の生涯を送るの始に於て、或は初めて聖餐

に與る時、或は又常に之に與る時に於てのみ爲すべきとにあらざ、其生涯中日毎に、自ら己の真情如何を探究する爲めになすべきものなり。

吾人は兎角宗教上の事を輕信する癖あり、神に立ち返りし後と雖も亦然り、此の如くせば將來の事を輕信して常に必要なる警醒を怠るに至るべし、夫れ人進歩するとなくんば必ず退歩す、業を營む人は誰か唯其慕し得べき程の利益を以て満足するものあらんや、必ず年々歳々其潤益の大ならんことを希望し、而して其利益の増殖を知んと欲し、之の爲に精密なる調査をなし、以て其營業の實況と其進歩を知りて之を怡ふなり、然れども基督教徒の癖中に曖昧、不定、淺識、不進等は能く流行する所なり、又吾人の常に陥り易きところの過失、或は怠務に付ては、堅忍不拔の自省力あるにあらざれば、姑息の手段を以て蒞除し得べきものにあらざるなり。

今一二の例を擧んに、基督教徒にして、恐らくは密室の祈禱と聖書研究

の義務を認識せざるものあらざるべし、然れども全知なる神は令聞ある基督教徒の中より、又受聖餐者の中より、密室の祈禱と聖書研究をなすことを全く怠り、或は簡短に失し、粗忽に流れ、絶て熱心の心なきものを指摘し給ふことを得べし、是れ一部は怠慢自適なるより生じ、一部は有益なる書籍を讀まずして、流行の小説等を愛讀するによりて、聖書を玩味する嗜好心の缺乏するより生ずるものなり、蓋朝早く起き、最良の半時間を神と交るとに用ゆるは出来難し、晝間は營々として業務に従事し、或は遊戯に小心を奪はれ、殆んど餘事を忘却す、夜は自心疲勞して熱心なる注意を用ゆるに力なし、此の如き時に於ても、吾人は怠慢に流るゝの習癖に打勝ち、敬神の念慮を養成せざるべからず、去ば吾人は毎週毎日此等の惡に打勝ち善に就くものなるや否や、吾人の惡に負ると數なりしが、今は之に打勝ち居るや否や、と自ら省み自ら試むべきなり、尙一例を舉んに、誰にても祈禱をなせしものは、必らず眞實の祈の容易

ならざることを知るべし、試に看よ、公禱式の時に當り、吾人は頌歌を誦し、祈禱を爲す、然れども吾人の心は常に他事に走せ、神と其慈愛、及び恩助等を考ふるよりも、昨日の家業、明日の希望、朋友家庭の情態、其他雜多異様の思想の心理に往來するを見る、是れ果して吾人の是認するところなるか、此等は誰にても知る所なり、然るに吾人は夜に入りて後、此等の事に就きて自ら省るか、吾人は之が爲めに心を卑くし、此等の事に打勝たんとて戦ふや、其勝敗を決するか、若し吾人にして自省内顧せば、斯くの如くするに至るべし、必ずや奮戦、勇闘、倍々敬神の精神を養ふべきなり、然らば思想他事に馳することなく、熱信を増すに至るべし、兎に角自省するに依り、時々我祈も舊の如く不正、粗忽、又は少きに過ぎて退歩し危険なるを感じ、益、力を盡すに至るべし。

尙別一例を舉んに、吾人は凡ての人を愛する心を有すべし、夫れ此愛の大部分は家庭に於て行はるゝものなり、親子、夫婦、兄弟、姉妹の間に於

て温厚なる性質親切なる待遇、慇懃なる言語に依て顯はるゝものなり。家庭の幸福は實に此れに依るものなり。然るに基督教徒の中、家庭に於て斯の如き優美なる親愛の情をあらはさざるものあり、自ら亦不可なるを承認せり、去れば此れは吾人の省るべき所の一にして、之に由て其進歩を逐一記憶することを得べし、自省は即ち心中に吾人が薄情不親切の道に誘はれ、吾人が之に抵抗し、或は之に服従せしとを想起せしむ、而して又自省の記録は吾人が此罪に就きて勝利を得しか、將又失敗を取しかを明示するなるべし、斯の如く吾人は實際逐一自省するにあらずんば、何の益する所なく、吾人竟に自省を廢するに至るべし、而して自省の事たる困難にして喜ばしからざる義務にして、眞に熱心ある人にあらずんば、之をなさざるべし、人の躊躇するものは之より甚しきものあらざるべし、實驗ある人の熟知する如く、之を爲すには、堅忍不撓の精神を要するなり、結局思想は他事に馳せ、精神又力なきを認ふる時に堅

き決心をなし、信仰を以て己を神に托し、叫て、神よ、ぬがはくは我をさぐりてわか心を去り、我をこゝろみてわかもろくの思想をしりたまへ、ぬがはくは我によこしまなる途のありやなしやを見て、われを永遠のみちに導きたまへ、(詩百卅九〇廿三、廿四)と云ふ者のみ之を成就し得る也。

信徒接手禮要論 終

版權
所有

明治廿九年十二月十日印刷
同 十二月 四日發行

定價金拾錢

發行者 中川藤四郎

島根縣出雲國松江北堀百四十五番邸

翻譯者 黑木洲尋

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 吉岡嚴八

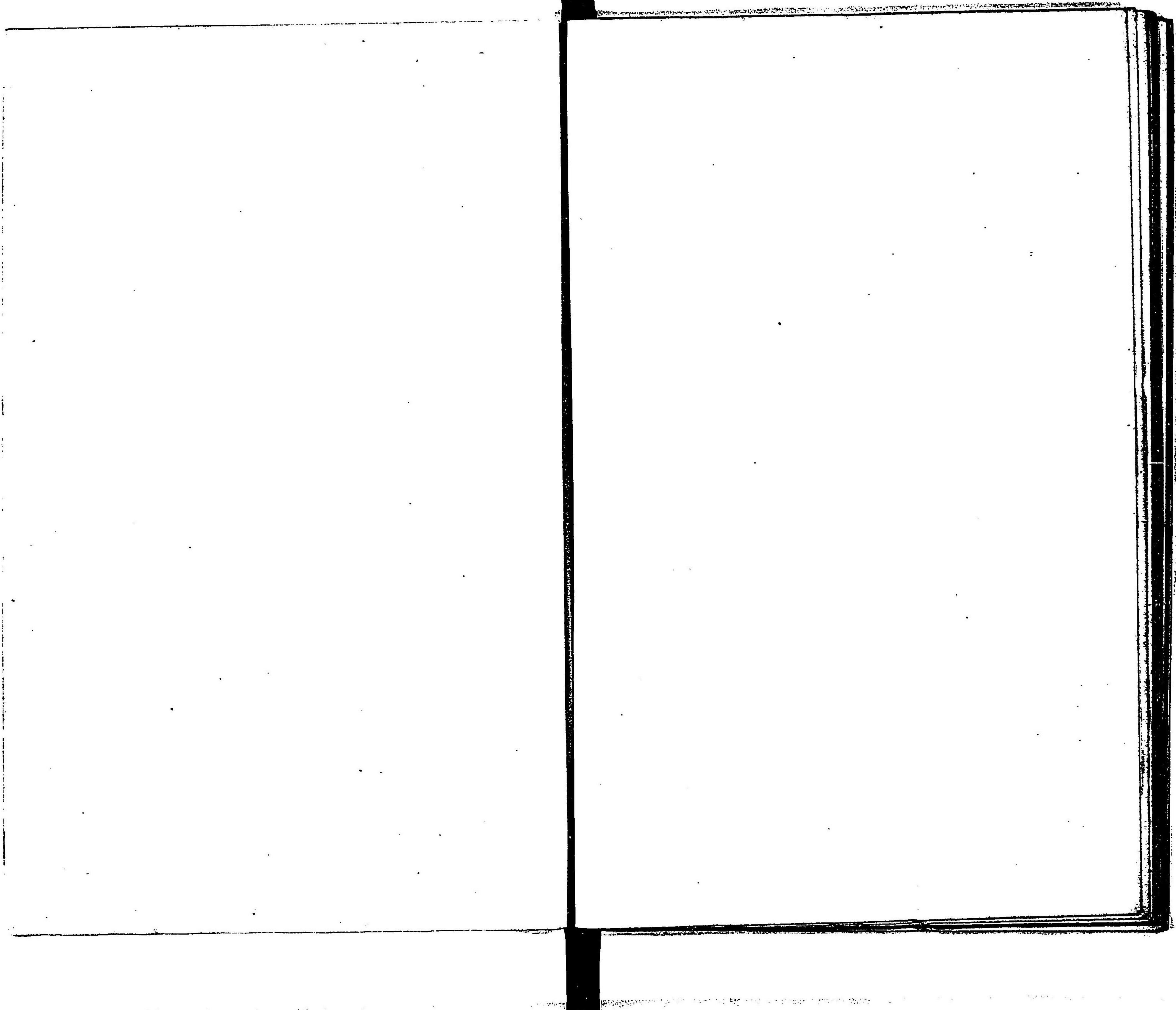
東京市京橋區竹川町十七番地

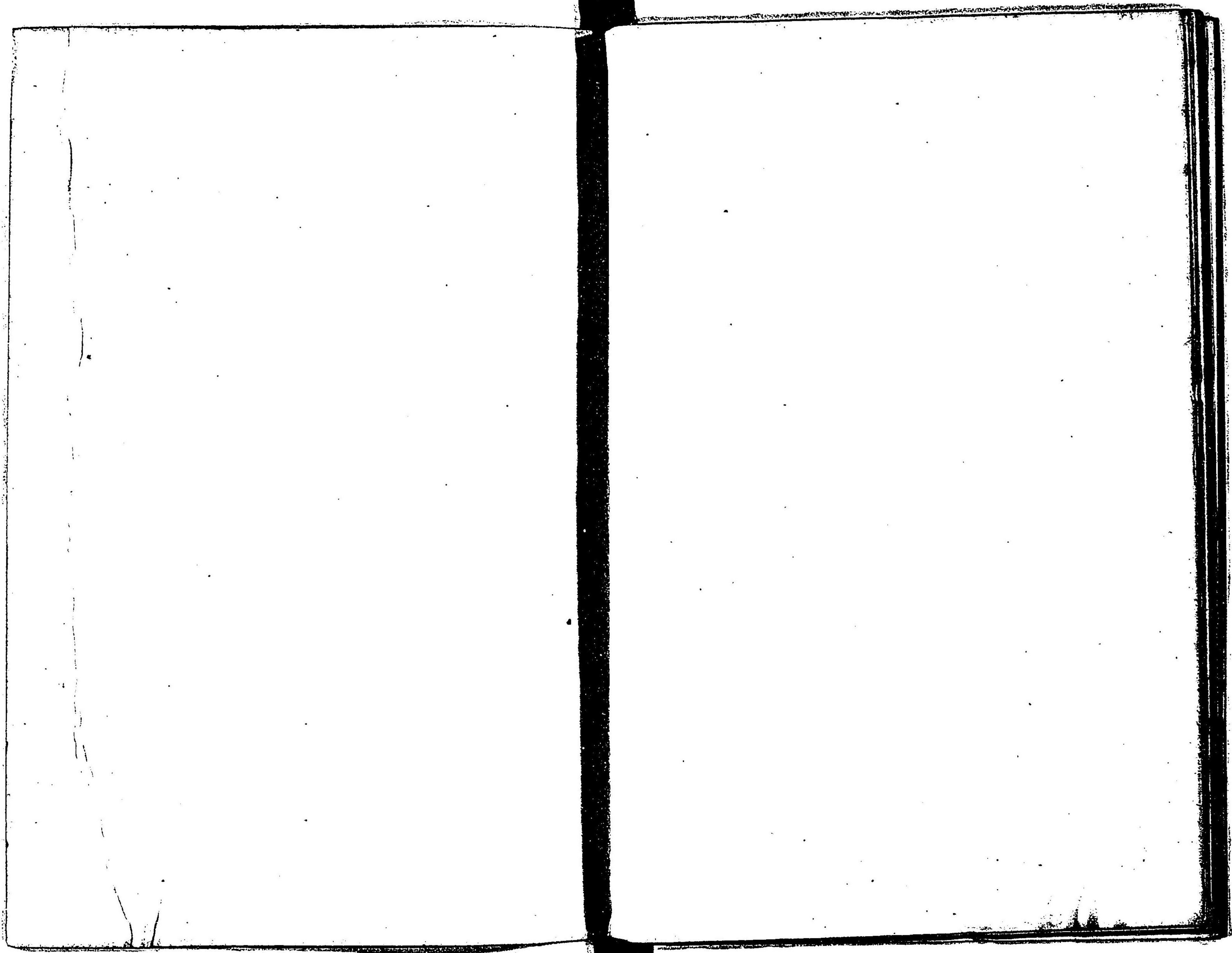
發行所 日本聖公會出版會社

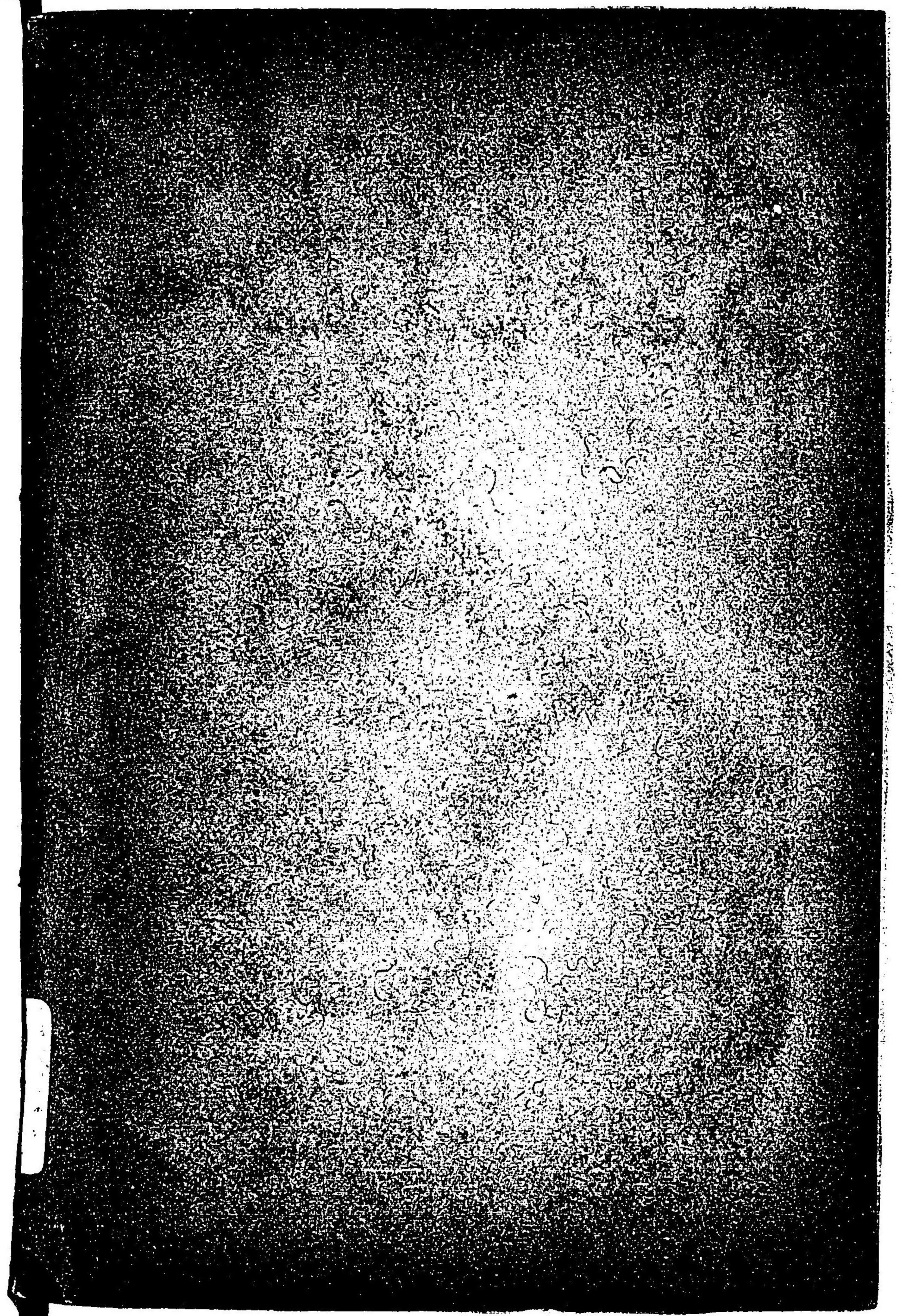
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 秀英舍第一工場

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
大坂市南區津守町北通四丁目拾番屋敷







1